

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年2月28日（金）

午前10時0分～午後4時11分

（休憩 午前11時55分～午後1時1分、午後3時6分～午後3時18分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、
鈴木スポーツ振興課総括課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

（2）教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、

中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課文化財課長

(3) ふるさと振興部

松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

議案第 81 号 令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 2 款 総務費

第 8 項 文化スポーツ費

第 2 条第 2 表中

第 2 款 総務費

第 8 項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

議案第 81 号 令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費中 教育委員会関係

第 2 項 小学校費

第 3 項 中学校費

第 4 項 高等学校費

第 5 項 特別支援学校費

第 6 項 社会教育費

第 7 項 保健体育費

第 2 条第 2 表中

第 10 款 教育費

(3) ふるさと振興部関係審査

議案第 81 号 令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳出 第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第 8 項 大学費

第 9 項 私立学校費

9 議事の内容

○**上原康樹委員長** ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費第 8 項文化スポーツ費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 2 款総務費第 8 項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新沼副部長兼文化スポーツ企画室長** 議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 22 ページをごらん願います。2 款総務費 131 億 3,944 万 3,000 円の増額補正のうち、8 項文化スポーツ費 8,099 万 2,000 円の減額補正であります。

補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、122 ページをお開き願います。2 款総務費、8 項文化スポーツ費、1 目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費は、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額補正しようとするものであります。

次に、2 目文化振興費であります。右側説明欄の下から四つ目、県民会館管理運営費は、指定管理者による県民会館の管理運営業務を行うものであります。原油価格、物価高騰による影響や実績見込みを踏まえ、増額補正しようとするものであります。

123 ページに参りまして、上から一つ目、世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであります。拡張登録に係る費用について、実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

三つ下、平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営費は、指定管理者による平泉世界遺産ガイドランスセンターの管理運営業務等を行うものであります。指定管理料について、実績見込みを踏まえ、増額補正しようとするものであります。

次に、3 目スポーツ振興費であります。右側説明欄の上から七つ目、スポーツ施設管理運営費は、指定管理者による県営スポーツ施設の管理運営業務等を行うものであります。原油価格、物価高騰による影響や実績見込みを踏まえ、増額補正しようとするものであります。

次のスポーツ施設設備整備費は、県営スポーツ施設の維持、改修を行うものであります。県営運動公園のナラ枯れ被害木の駆除に要する経費等について補正しようとするものであります。

二つ下、体育大会開催、派遣事業費と、次の全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、国

民スポーツ大会や東北総合スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の選手派遣等に要する経費であります。実績見込みにより減額補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その３）にお戻りいただきまして、27 ページをごらん願います。第２表繰越明許費補正の追加の表であります。当部関係は２款総務費、８項文化スポーツ費 1,362 万 1,000 円であります。事業名欄、スポーツ施設設備整備は、ことし２月に被害が確認された県営運動公園のナラ枯れ被害木等の駆除について、年度内の完了が困難であることによるものであり、また県立御所湖広域公園漕艇場Ｂ級公認コース標柱測量について、工法の検討により不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことによるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○飯澤匡委員 ただいま説明がありました平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理運営費ですが、結構大きな金額なのですけれども、新たに何か発生したのか、それともさまざまな要因によってなのか、管理運営費を増額しなければならない理由についてもう少し詳細に説明してください。

○和田文化振興課総括課長 ガイダンスセンター管理運営費の補正の内訳ということになります。一つは、光熱水費の上昇による金額、これが 260 万円程度。それから入館料収入につきましては精算経費としておりますが、当初予算で想定した額に満たなかった場合は、そこを補填するという形としており、740 万円程度計上しているということで、1,000 万円を超える金額になっているという状況でございます。

○飯澤匡委員 700 万円というのはかなり高額ですけれども、割り返すと当初計画より何人ぐらい少なかったのですか。

○和田文化振興課総括課長 これまで今期の指定管理期間におきましては、入館者数を 5 万人というような割と大きな数字で積んでおりまして、実績が 1 万 6,000 から 2 万人ぐらいのところを推移しているということもございます。その分の差額がございまして、今回補填して 700 万円計上したということになっております。

また、そういったことも踏まえまして、来年度からの指定管理のときはこういった差額が生じないように、入館料については精査して、入館者数を見込んで計上していくことになっております。

○飯澤匡委員 5 万人というのは、比較の対象がわからないのだけれども、ある意味期待に沿わないような格好になってしまったのか、それとも予想が過大だったのか。それから運営に関して何か課題はなかったのか。これらについて示していただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 予想が過大だったかどうかということになりますと、コロナ禍からの回復期である令和３年度に開館したということもありまして、ここまで回復が長くかかるというような、見込みが甘かったというのは事実だと思います。

ただ、そうは言いまして、我々はもっともっと多くの方に入館していただきたいとい

うこともございまして、文化観光推進法——文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく地域計画を国に認定いただきまして、来年度以降ガイドンス施設をゲートウエーとして機能強化できるように、予算を多く準備させていただきながら、入館者数を増やすという取り組みにつなげていこうというように考えております。

○飯澤匡委員 私は、そんなに多くはないのだけれども、やはりインバウンドのお客さんは相当数御訪問をされていると思うのです。要するに、ガイドンスセンターが観光ルートも含めてうまく周知されていないのではないか、まだまだ努力が必要かというように思うのですが、今課長が先に答弁されておりましたので、来年度に関してはそのところ、広域振興局を通じて注力をしていただきたい。不足で 700 万円というのは、民間会社に例えるとちょっと恥ずかしい話ですから、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

○斉藤信委員 では、私も関連して平泉世界遺産ガイドンスセンターについて聞きますけれども、入館者数は 5 万人の目標に対して 1 万 2,000 人から 1 万 6,000 人と言いましたか。

○和田文化振興課総括課長 1 万 6,000 から 2 万人です。

○斉藤信委員 令和 3 年に開館して、この間の推移はどうなっていますか。

○和田文化振興課総括課長 令和 3 年度に開館したときは、11 月の開館でしたので、令和 3 年度は 6,000 人程度、そして令和 4 年度は 2 万 5,000 人、そして令和 5 年度は 1 万 6,000 人、そして今年度は、この推移でいきますと 1 万 7,000 から 1 万 8,000 人になるような見込みを立てております。

○斉藤信委員 平泉世界遺産ガイドンスセンターは、今飯澤匡委員からもあったように平泉観光のまさにゲートウエーというか、大変大事な役割を果たすのではないかと。指定管理者の選定のときにも議論したのですけれども、県文化振興事業団は、あまりにも委託費が低過ぎて、やれないのだと言っていました。だから、不足というのは、それは来館者の数もあるのだろうけれども、そもそも指定管理料が安過ぎるのではないですか。もっと平泉観光全体を左右するような役割を果たす位置づけで、しっかり県が財政的にも人員的にも体制取るということが必要なのだと思うのだけれども、それはどのように県としてこの間の数年間の取り組みを分析、検討しているのか。文化振興事業団からもさまざまな意見が出ていると思います。それをどのように検討されているのかを示していただきたい。

○和田文化振興課総括課長 指定管理料の積算に当たりましては、文化振興事業団とも意見交換を行いながら、あとは実績も踏まえながらということで行ってきたところでございます。費用が少ないから入館者数が少なかったというような直接的な分析は双方でできていないというところはございますけれども、県議会 12 月定例会の中で来年度の指定管理料について御承認をいただきましたので、当面文化観光推進法に基づき、例えば周遊ルートを構築するとか、県がしっかりとそういったものに取り組みながら、とにかくガイドンスセンターを回っていただくという取り組みを県としてもしっかりと補完しながら、ガイドンスセンターの運営については寄り添っていきたいと思っておりますし、それによって入

館者数を増やしていくという取り組みを並行して進めていきたいというように考えております。

○斉藤信委員 平泉の遺産は、まさに世界遺産です。岩手県の戦略としても、海外に開かれた岩手と、インバウンドも本当に重視して取り組むのだと知事も言っている中で、この平泉世界遺産ガイダンスセンターというのは準博物館的な施設でもあります。だから、そういう意味では、もっと位置づけを高めて、準博物館的な施設にふさわしい体制、財政、人員、そして情報発信もできるということが必要なのではないかと。指定管理者の募集のときに、今までやっていた団体が応募もしないというのは、本当にゆゆしき事態です。そして、県外の団体にそれを委ねるなんていうことは、本当に私は残念でならない。

これは部長に聞きたいのだけれども、これから本当にインバウンドをしっかり受けるに当たり、平泉の世界遺産というのは岩手県では最初の世界遺産です。世界に誇れる文化遺産だと思うのだけれども、この世界遺産を国内外に発信するガイダンスセンターの役割、それにふさわしい体制、財政、人員体制という点について、部長の答弁を求めたい。

○小原文化スポーツ部長 平泉世界遺産ガイダンスセンターでございますけれども、柳之御所の遺跡に隣接し、また道の駅平泉にも隣接しており、重要なポータルになり得る拠点だと考えておりますが、周知が十分でないところとか、ルートにうまく乗れていないところなど、まだまだ改善の余地があるというように考えております。新しい指定管理者と今後の体制について、今検討、調整を進めているところですが、主要なスタッフは引き続きそこに勤務していただいて、これまでのノウハウを生かしていただきながら、さらに新しい取り組みを進めていけるような体制で今調整を進めているところでございますので、しっかりとその重要な役割が果たせるように、我々も日頃から打合せを重ねながら見守る、それから応援をしていく、支援をしていくという体制を取っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 開館してからほぼ丸3年余たっているわけです。しっかりしたアンケート調査などもして、どのように受け止められているのか、そういう旅行者やさまざまな関係者の声を聞いて、それに応えられるような対策を——丸3年というのはこれまでの取り組みを検証するのに必要な期間だと思いますので、そこらをしっかりやっていただきたい。

それで、県民会館の管理運営費も2,510万円余の増額補正であります。これは、純粋に光水熱費、物価高騰分ということでよろしいのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 御発言のとおり、増額するものにつきましては、燃料費とか光熱水費で2,100万円、それから利用料金を減免したものがございまして、そういったところを補填する費用、それらを合わせて2,400万円増額という形になっております。

○斉藤信委員 あと、スポーツ施設設備整備費のところではナラ枯れの予算が36万3,000円です。繰越明許費でもこのことが触れられましたが、このナラ枯れの原因というのは何で、どういうナラ枯れの対策が取られるのか、繰り越される理由は何なのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 ナラ枯れにつきましては、ナラ類の樹木に媒介昆虫がナラ菌を持ち込みまして、それが増殖して枯れる状況でございます。ナラ枯れが発生します

と、その昆虫が羽化する時期に被害木等から脱出しまして、周りの正常なナラ類に行きまして、さらにナラ枯れが広がりますので、駆除をする必要がございます。今回はその駆除をする経費を増額補正しようとするものでございまして、先ほど話したようにことし6月20日までに駆除をしなければいけませんので、繰り越しをしまして、その駆除の対応をしようとするものでございます。

○**斉藤信委員** これは36万円余の補正で済む対策なのですか。あと、県営運動公園にはナラがどのぐらいあって、被害木は今どのぐらいの状況なのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今回補正しようとするのは、運動公園内の被害木等11本でございまして、増額補正しようとする額は370万円余でございます。運動公園内には、確認している限りでは36本のナラ類の樹木があるということを確認しております。

○**斉藤信委員** わかりました。当初から370万円増額補正というのは、総額でということですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 当初は……

○**斉藤信委員** 今回の補正額は36万円ですね。370万円というのはどういうことですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** ナラ枯れにつきましては今回判明しましたので、その事業分は370万円の増額補正ですが、そのほかに各種事業の整理分の増減が含まれておりますし、新たに御所湖のボートの公認コースの測量費用の増額分、あとは県営体育館の工事の設計費等が入っておりますので、それら県営施設分の設備整備費全体で今の36万円という補正額になるものでございます。

○**斉藤信委員** わかりにくい説明だったので。

それで、最後ですけれども、スポーツ医・科学サポート事業費は161万9,000円減額になっているのです。これは、知事のマニフェストの目玉の一つなのですからけれども、この減額になった理由は何でしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** スポーツ医・科学サポート事業費でございますが、現在スポーツ医・科学の事業としてトレーナースタッフの派遣、アスリート研修会、あとは指導者研修会などの出前授業などを実施しております。その際の旅費、あとは講師の謝金等の経費をこの事業で計上してございまして、その事業の年度末の整理分で減額補正をしようとするものでございます。

○**斉藤信委員** わかりました、了解です。

○**小西和子委員** 平泉世界遺産ガイドランスセンターについてでございます。さまざまなことから県外の団体に指定管理をお願いすることになったわけです。指定管理者の指定に関する議案のときも質問しましたが、文化芸術に関わるリーダー格の皆さんから声が寄せられまして、学芸員は大丈夫なのか、県外の方で大丈夫なのかというような話がありました。つまり観光客であればですけども、専門家の方もお見えになりますよね。そのときに十分に答えられるだけの学芸員なのかなというように、前にも質問したのですが、先ほど部長から主要なスタッフは引き続き勤務していただくというような答弁がございま

したけれども、学芸員についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○和田文化振興課総括課長 学芸員につきましては、東京圏から学芸員を呼び込むのではなく、岩手県に在住されている学芸員の方が応募してくださいましたので、その方をお願いするというような形で今調整を進めております。プラス今までもガイダンスセンターでお勤めいただいた方が引き続き勤務されるというところも中にはございましたので、そういった方々と専門性を担保し合いながら、補いながらやっていくということで、学芸員としてのスキルを生かしながら、さらに専門的な部分については学びも重ねながら、しっかり勤務していただくように我々も支援をしながらやっていきたいというように考えております。

○小西和子委員 安心しました。やはり平泉の世界遺産というのは、岩手県の中の文化遺産の入り口に当たるわけですので、そういうところは大事にさせていただけるのだなということを今確認できました。どうぞ専門家にさまざま質問されてもきちんと答えられるだけの研修を積んでいていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 本会議でも議論になったのですが、部活動の地域移行の取り組みについてお聞きしたいと思います。

県内市町村におけるこれまでの取り組みについて示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 県内市町村のこれまでの取り組みについてでございますが、令和3年度は岩手町、葛巻町が、それぞれの教育委員会が運営主体となりまして、モデル事業を実施しております。

令和4年度は、令和3年度に実施しました2町のモデル事業に加えまして、地域スポーツ団体である大船渡市スポーツ協会が運営主体となりまして、市内中学校の五つの部活動を対象としたモデル事業を実施したところでございます。

令和5年度は、盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村の5市町村でモデル事業

を実施しておりますし、今年度は令和５年度に実施しました盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町に加えまして、矢巾町、一戸町の計６市町でモデル事業を実施しているところでございます。

これらのモデル事業を実施した各市町村におきましては、それぞれの地域の実情に合わせて協議会、検討会を設置しまして、地域の関係団体の理解や競技団体の協力を得ながら、地域の実情に応じた地域移行の取り組みができたことが成果というように認識しております。

○**斉藤信委員** そうすると、モデル事業はこの間８市町ということになりますか。

それで、既に実行段階にある市町村の取り組みを示してください。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** これまでモデル事業を実施した市町村は、９市町村でございます。

それから、独自に地域移行を進めている市町村の取り組みについてでございますが、モデル事業を実施しました市町村のうち、岩手町、葛巻町、九戸村の３町村は、モデル事業を終了しまして、独自に地域移行の取り組みを進めております。また、一関市、花巻市、岩泉町の３市町は、モデル事業を活用せず、独自に地域移行の取り組みを進めております。

具体的な取り組みは、岩手町では町技であるホッケー競技を町内３中学校において地域移行に取り組んでございますし、花巻市では市内全１１中学校を対象としまして、４競技において地域クラブ活動を実施しております。一関市では、９競技において、保護者会が受け皿となり、地域移行を進めているような取り組みを各団体でやっております。

○**斉藤信委員** そうすると、６市町村で実行段階にあるということですね。私も資料を頂いたのですけれども、岩手町は町のスポーツ協会、葛巻町も町のスポーツ協会、九戸村は教育委員会が運営主体。一関市は保護者会、花巻市は、競技団体、任意団体、岩泉町は競技団体と、こういう形で運営団体はそれぞれなのですけれども、参加費はどのようになっているのでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 地域移行に取り組んでいる運営団体の状況によって異なっておりまして、無料のところもございまして、それから月数百円から数千円の参加費を徴収して地域移行の取り組みを行っているところがございます。

○**斉藤信委員** もっと詳しい資料をもらっているんで、もう少しリアルに伺います。岩手町は月数千円、葛巻町は無料、九戸村は無料から１,０００円、一関市は無料から数千円、花巻市は数千円、岩泉町は数千円と、かなり差があります。無料でやっているところは保護者負担がない。しかし、月数千円ということになると、これはなかなか、全ての希望する子供たちが参加できるものにはならないのではないかと思います。どのように受け止めていますか。

また、無料でやっているところは、これは自治体はその分を出していると思いますけれども、どのぐらい自治体としてこれに支援しているか、そのこともわかれば示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 地域移行につきましては、希望している子供たちが参加できるような取り組みにすることが大切だと考えております。岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を定めておりまして、その中では会費の適切な設定、保護者等の負担軽減について記載をしており、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する、などの記載がございます。県におきましては、部活動の地域クラブへの移行が円滑に進むよう持続可能な活動環境を整備することが必要だと考えておりまして、参加者や指導者の確保などの費用への財政支援が必要だということに考えております。これにつきましては、国に対して財政支援を充実するよう要望しているところでございます。

あわせて、市町村の助成の状況ということでございます。独自に地域移行に取り組んでいる団体でございますが、団体によって違いますが、自治体で委託料として地域移行、運営するための経費を数百万円出しているところ、あと教育委員会がやっている市町村については、市町村が直接執行する形で経費を負担しているところございます。そのほかに、取り組んでいる団体、市町村によって違いますが、1クラブ当たり十数万円の助成をしている団体、あとは人数当たり年間で数万円から10万円ほどの助成をしているような団体がございます。

○斉藤信委員 自治体の委託費は公費ですから、はっきり言ってくれませんか。岩手町は幾らとか、民間ではないので。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 岩手町は、団体に委託料を払ってやっており、全体の額になりますが、委託料230万円余出しております。葛巻町につきましても委託をしておりまして、640万円余の委託料を用意しております。それから、九戸村につきましては教育委員会が事業を実施しておりまして、これも全体ですが、450万円余の予算を用意しているところでございます。それから、一関市でございますが、年間で全日型——日中やる部活につきましては10万円、休日型につきましては5万円。花巻市につきましては、年間で1クラブ当たり16万円余の助成をしているというように確認しております。

○斉藤信委員 岩泉町がなかった。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 岩泉町につきましては、助成は今のところございません。

○斉藤信委員 今の答弁だと、葛巻町は640万円とか、九戸村が450万円とか、岩手町も230万円、かなりの委託費といいますか、やって取り組んでいるということがよくわかりましたが、これは国や県からの補助というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 先ほど申しましたように、国には財政支援を要請しておりまして、今のところ国のモデル事業はございますが、補助制度はございません。県でもこの部分については助成等をしていないので、基本的には市町村単独の事業として実施しております。

○斉藤信委員 国が音頭を取って部活動の地域移行をやっているわけですね。モデル事

業には補助を出すけれども、実際の実行段階では市町村単独というのは、私は事業としては全くナンセンスな話だと思います。国が本気でこれを進めるのだったら、国としてきちんとした補助制度を本当につくるべきだと。市町村に特別な財源があるわけではないのだから、私は本当にそう思います。市町村が勝手にやりなさいというようなことでは、これ進まないのではないかとこのように思います。

そこで、学校の部活動との関係なのですが、公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引きというものがあまして、週2日は休ませると、土日は最低1日、平日も1日ということで、これは生徒の健康管理にとっても大変大事なことでと思います。この週2日休ませるということと地域移行の関係で、私は基本的には土日の活動になるのではないかとこのように思いますが、学校の部活動と地域移行の活動、この関連はどのようになっているのか。部活動の地域移行の将来の姿というのはどのように見通されているのか示してください。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 地域クラブ活動の休養日につきましては、学校部活動と同じように、先ほど話しました岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針で、斉藤信委員からお話がありましたように週当たり2日以上休養日を設けることとなっております。休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とすることとなっております。地域移行に取り組んでいる地域クラブにつきましては、この県方針の休養日の基準に沿いまして活動しているところでございます。

あわせて、地域移行の在り方のお話がありました。地域移行につきましては、県方針におきまして、県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する、と示しております。県では、この県方針を踏まえながら、市町村の実情に応じまして、円滑な地域移行を着実に進めていく考えでございます。

○斉藤信委員 部活動の地域移行というのは、今本当に生徒が減少して、特に中学校などは学校の生徒数、規模も縮小される中で、やりたいスポーツがやれないという状況がありますから、子供たちが自分がやりたいスポーツをやるという点で、学校の垣根を越えて専門家の指導を、また他校の子供たちとの交流、切磋琢磨の条件を整備するというのは、私は積極的な意義があるのだと思います。

同時に、平日は基本的には学校の部活動になると思いますので、ここでの整合性、統一性というのは大変大事だということに思います。その点では今目指す姿の中で、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すとありますよね。これは、具体的にどういうことなのでしょう。

○鈴木スポーツ振興課総括課長 現在部活動が地域移行する過程で、子供たちが中心となってやっておりますが、地域ではそれぞれ幅広い年代のスポーツ活動、文化芸術の活動を

しております。それらと子供たちの活動が一体になりまして、地域のスポーツ、文化芸術の活動がより幅広く活性化するようなことを想定しているものでございます。

○**斉藤信委員** 部活動の地域移行というのは必要性もあるし、たださっきも言ったように、市町村単独の財政でやりなさいというのは、これは全国的に進める事業にはならない。本当に国として財政的にきちんとした事業としての位置づけを明確にしてやらないと、まだ実行段階が6市町村にとどまっているということを突破して全県展開するのはなかなか私は難しいのだというように思います。

あと、受け皿の運営団体も、スポーツ協会とか競技団体、九戸村の場合は教育委員会ですから直営ですよ。そういうのはありますけれども、一関市の保護者が運営主体というのは、これ保護者会の実態というのはどういうものなのでしょうか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 今回の地域移行につきましては、受け皿の団体としてはさまざまなものが想定されますので、今回の一関市におきましては、その受け皿として保護者が中心となりまして運営団体を設立なり、今あるものを使ってやっているものというように認識しております。

○**斉藤信委員** 保護者が中心となって、恐らくスポーツ経験のある人たちが、保護者会ではなくて、何か運営団体をつくったのではないですか。保護者会なのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 先ほども答弁しましたとおり、それぞれ子供たちの保護者が中心となりまして運営団体を設立しまして、今回の地域移行の運営をその保護者会が実施しているものでございます。

○**斉藤信委員** それで、一関市の場合は競技が9種目ありまして、そして先ほどの課長の答弁だと日中取り組んでいるところには10万円、平日は5万円の助成ということです。競技ごとに、日中もやっている競技団体には10万円の助成。日中というのは休日、祝日ですね。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 平日も含めて。

○**斉藤信委員** 日中ずっと。そうすると、これは保護者会に補助するのではなくて、保護者会……。これはどういうことなのですか。保護者会に例えば一括して何百万円とかという補助ではなくて、どういう補助の形態なのですか。

○**鈴木スポーツ振興課総括課長** 全日というのは、平日も含めて活動しているところにつきましては10万円、あとは休日型につきましては5万円の補助をしているものでございまして、年間、指導者1人当たりにつきましてその額を助成しているというように聞いております。

○**斉藤信委員** わかりました。初動の段階なので、いろんな形があるのだというように思います。いずれ部活動の地域移行、これは本当に地域によって条件も違うし、自治体の姿勢も違うし、今いろいろな創意工夫の下で6市町村は取り組んでいるのだというように受け止めました。

それで次に、もう一つですけれども、指定管理者の賃上げ支援について、指定管理者に

ついて来年度から賃上げ支援に取り組むという方針を示されました。公益財団法人岩手県文化振興事業団とか、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団とか、そのほか、どういう基準でこの賃上げ支援というものに取り組まれるのか、それを来年度の予算に計上されているのか、そういうことも含めて示してください。

○**柏葉企画課長** 指定管理団体への賃上げ支援ということでございますが、まず文化スポーツ部所管の指定管理施設につきましては、文化施設が3施設、スポーツ施設が盛岡市と共同で設置するいわて盛岡ボールパークを除く8施設で、計11施設ございます。このうち来年度指定期間が2年目以降となる施設でございますが、県民会館とスポーツ施設のうち八幡平市が管理する県営ジャンプ場を除く7施設の計8施設に来年度から導入される賃金スライド制度を適用いたします。こちらのほうで、当初予算において管理運営費に賃金スライド額を加算して計上するものでございます。

こちらスライド額につきましては、指定管理者が要する給与や賃金、社会保険料などの対象経費に、岩手県人事委員会が公表する民間給与に関するデータで算出した変動率を乗じたもののうち1%を超える変動があった場合には、その分を指定管理料として加算して計上するものでございます。先ほど申し上げました8施設につきまして、令和7年度の当初予算に加算して計上しているところでございます。

○**斉藤信委員** 昨年というか、今年度の賃上げは3.11%と、かつてなく高かった、公務員としては。基本的にはそれに準拠するということなのか、わかりやすく言ってくださいよ、わかりやすく。正規、非正規の場合があると思うのです、常勤と非常勤というものもありますから。その点で、正規、非正規、常勤、非常勤、これは基本的にどういう考え方で賃金スライドが上乘せされているのか、わかりやすく示してください。

○**柏葉企画課長** 上乘せの考え方ということでございます。まず、正規職員につきましては、先ほど申し上げた人事委員会が公表する民間の給与の伸び率で算定しております。非正規の職員につきましては、労働局が公表しております最低賃金の伸び率で計算しているところでございます。

○**斉藤信委員** 民間の給与の伸び率と。大体民間の給与の伸び率に対応して公務員の賃上げは決まっているのです。3.11%はそういうことなのです。だから、そういうことですね。例えば県の職員が3.11%上がれば、正規の職員も指定管理の場合でもそれが考慮されると、3.11%ですね。

それと、非正規の場合には最低賃金の引き上げと。最低賃金の引き上げも今年度は時給59円で、今までになく上がったのです。だから、もちろん最低賃金ぎりぎりという指定管理者もありました。これは、もう強制的にそれ上がりますから、私はそれを見るのは当然なのだというように思います。1%引くとか引かないとかという話もあるのだけれども、私が説明受けたときには、それが加味されていると。そこも含めてわかりやすく言ってください。

そして、例えば文化振興事業団の場合だったら、賃上げスライドでこのぐらい見ました

よというのも示せるなら示してください。

○**柏葉企画課長** 今齊藤信委員からお話がありましたとおり、最低賃金につきましては令和6年度から59円上がっておりますので、その分を措置するということになります。民間の給与につきましても御指摘のとおりでございます。

今回賃金スライド額として当初予算に計上する額でございますけれども、文化施設、スポーツ施設含めてでございますが、対象施設8施設と申し上げましたが、おおむね900万円程度を加算して計上することとしております。

○**上原康樹委員長** 2分少々ですので、まとめに入ってください。

○**齊藤信委員** 900万円というのは総額で、8施設全体で賃金上昇分は900万円、そういうことですか。

○**柏葉企画課長** そういうことでございます。

○**齊藤信委員** たった900万円なのですか。これ人員でどのぐらいなのですか、人員で。何か計算が全然違ってくるのではないですか。8施設全部でたった900万円ですか。人員も示してください。

○**柏葉企画課長** 人員も含めてということでございます。人員につきましては、各施設からいただいている職員配置計画に基づいて、その額で算定しているところでございます。今回対象とした職員数につきましては、正規職員が24人、非正規が43人ということで、67名を対象に計算しております。

○**齊藤信委員** とりあえずわかりました。時間だから終わります。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤教育長** 時間を頂戴いたしまして、令和7年2月26日に大船渡市において発生した大規模火災災害に係る28日8時30分現在の教育委員会関係の被害等の状況を御報告いたします。

まず、人的被害及び学校等施設被害については確認されておられません。

大船渡市内の綾里小学校、赤崎小学校及び東朋中学校が休校となっております。

大船渡市内の大船渡第一中学校及び越喜来小学校の2校が避難所となっている状況です。

大船渡市からの依頼により、県立大船渡東高等学校のグラウンドが自衛隊ヘリの発着場所及び県外からの特殊車両の集合場所として使用されることとなっております。

県立高校の入試でございますが、3月5日、6日に予定しておりますが、生徒が本火災を理由としてこの検査を受験できず、3月11日、12日に予定しております追検査の受験を希望する場合は追検査の対象とするということといたしまして、先ほどその旨市教委、市

内の中学校に通知いたしましたので、御報告いたします。

引き続き、県教育委員会として情報収集に当たるとともに、地域の児童生徒、学校、教育委員会に対し必要な支援に当たってまいります。

○上原康樹委員長 ただいまの教育長からの御報告に関して質疑はございますか。

○工藤大輔委員 ただいま報告をいただいたのですが、これはきのう 3 時現在の報告とは若干異なったなというように受け止めました。避難所となっている学校の状況について、先ほどは越喜来小学校、第一中学校とのことで、東朋中学校は、説明から外れたような感じがしたのですけれども、今言われたことが最新の情報なのかどうか。

あとはまた、できれば変更あった点もあればお伝えしていただきたかったなと思いますし、大船渡高校は、恐らくあした卒業式かなというように思いますけれども、そういったものの対応はどうかされるのか。中学校の体育館等が避難所となっておりますけれども、今後それら学校行事等への対応、どのような形で今後進めようとしているのか教えてください。

○武蔵教育企画室長 ただいま御報告申しました教育委員会関係の被害等の状況につきましては、本日 8 時 30 分現在で教育事務所、県立学校を通じて確認したものでございます。したがって、昨日災害対策本部員会議へ提供した資料を更新した形となっておりますので、避難所につきましては、きのう時点では東朋中学校が避難所となっておりますが、こちらは閉鎖となったということでございます。

また、休校等の状況につきましても、きのうの時点では綾里小学校、東朋中学校でございましたが、本日の確認でございますと赤崎小学校も追加ということになっております。

続きまして、学校の行事への対応ということでございます。県立学校におきましては、工藤大輔委員からお話ございましたように卒業式等の予定がされておりますが、こちらの県立学校につきましては現在のところは避難所となっておりますので、今のところは通常どおり行事を行う予定で準備を進めているものと聞いております。

○工藤大輔委員 あす卒業式ということで、中には家が焼失してしまったり、あとは自宅に戻れないでいる、当然制服もなくなってしまった生徒さん方もいらっしゃるかと思います。そしてまた、今後の展開によってさまざま発生する事案等も出てくるかというように思いますので、生徒さん方、御家庭に対しても、できるだけの支援、対応が取れるよう万全を尽くしていただきたいと思いますので、要望しておきます。以上です。

○斉藤信委員 今休校措置となっている中で、特に綾里小学校は、一番火災の深刻な状況の学校だと思いますが、生徒数は幾らで、この安否確認はどうなっているのか。全体の避難されている方々の安否確認も、大船渡市としても全て確認されている状況ではないというように私も受け止めていますが、そうした安否確認の状況はどうなっているのか示してください。

○武蔵教育企画室長 綾里小学校の状況についてでございますが、まずこの小学校が立地している地域が現在避難対象地域となっていて、消火活動が行われているということもご

ざいますので、建物自体の被害の状況についての詳細な確認ができない状況となっております。

それから、生徒の状況については、今のところ教育事務所を通じて得ている情報によりますと、被害がないというところの情報までは得ておりますけれども、自宅または避難所にいる数などの内訳の詳細についてはまだ把握しておりませんので、詳細調査中でございます。

また、生徒数につきましては六十数名程度の学校であったと承知しております。

○**斉藤信委員** けさのニュースだと、避難所に避難されているのが 880 人ぐらいですか、ふえたと思うのですけれども、そのほかに親類とか、別のところに避難されている方もあるというように思います。こういうときの一番の問題は、人命救助、安否確認なのです。不明な人がいないか、不明な子供がいないか、このことが大変大事になるので、休校になって、先生方はどこに集まって、学校としてどういう対応を取られているのか。赤崎小学校の避難所が閉鎖になったというのは、避難指示が広がったからですね。それはそういう形で、避難所から移転しなくてはならないという事態も起きております。そうなったときに、学校の先生方はどこを拠点にして、どういう形で生徒の安否確認がされるのか、自治体の連携等もあると思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○**武蔵教育企画室長** 現在得ている情報によりますと、校長あるいは副校長が中心となって、職員及び児童生徒の所在、安否確認を行っていること、また職員に関しては、それぞれの最寄りの避難所に入って、情報収集あるいは児童の安否確認等に当たっていただいているという情報は得ておりますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、その内訳、数についてはまだ定まったものを得ていない状況でございます。

○**斉藤信委員** もうこれで終わりますけれども、災害対策本部員会議の資料を見ると、避難者数の中に子供の数ということが書いているのです。私は、大変少ないなと思っているのです。だから、子供たちが、親と一緒にだと思いますけれども、どこに避難されているのか、そういうこともきちんと、そういう非常時の体制というのは学校ごとにどうするかというのを定められていると思うのだけれども、もちろん校長、副校長を中心にとというのは当然なのですが、教職員全体がこういうときにも一致結束して子供たちの安全を守ると、必要なら避難所の子供たちを支援すると、そういうことも必要だと思いますので、教育長、最後にそこだけ聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 災害時、やはり人命最優先でありますし、所在の安否確認というのが最重要ということだと思います。被災直後に避難所に校長ほか先生方がもう詰めているという情報までは入っていますが、その後、現時点での最新の、今斉藤信委員からお話いただいたような情報は把握できていないところもあります。大船渡市教育委員会は今混乱しているという話が聞こえてきていますので、教育事務所を通じて我々としても最新の情報を常にとり、災害対策本部員会議にも報告してまいりたいというように考えております。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、会議を進めたいと思います。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 24 ページをごらん願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までであります。これは主に事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として 9,900 万円余を増額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の 207 ページをごらん願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次の 208 ページに参りまして、3 目教職員人事費のうち教職員人事管理費から退職手当までの 3 事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

次の 209 ページに参りまして、4 目教育指導費のうち、教育委員会の下から二つ目の公立学校情報機器整備基金積立金は、GIGA スクール構想により整備された公立の小学校、中学校等における児童生徒用の 1 人 1 台端末の更新等に要する経費の財源に充てるため、基金に積立てをしようとするものであります。

211 ページをごらん願います。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、次の 212 ページ、3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費、次、213 ページに参りまして、4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、いずれも教職員給与等の確定見込み等により、それぞれ所要額を補正しようとするものであります。

次の 214 ページに参りまして、4 目教育振興費のうち、下から五つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費は、受給者数の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の 215 ページに参りまして、5 目学校建設費のうち、下から二つ目の校舎大規模改造事業費は、県立高等学校の設備更新工事に要する経費を補正しようとするものであります。

217 ページをごらん願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支援学校費のうち管理運営費は、教職員給与費の確定見込み等により、所要額を補正しようとするものであります。

219 ページをごらん願います。6 項社会教育費、2 目文化財保護費のうち、上から二つ目

の文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整備に要する経費などの確定見込みにより、所要額を補正しようとするものであります。

222 ページをごらん願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の上から三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みにより、所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入ります、議案書（その 3）にお戻り願います。議案（その 3）の 35 ページをごらん願います。第 2 表繰越明許費補正、追加の表中、教育委員会の所管分は、10 款教育費のうち 4 項高等学校費から 5 項特別支援学校費までの 3 事業、3 億 6,080 万 2,000 円であり、4 項高等学校費の施設等管理費は県立福岡高等学校浄法寺校職員公舎の売却に係る用地測量業務について、次の校舎大規模改造事業は県立種市高等学校の潜水用コンプレッサー設備更新工事について、また 5 項特別支援学校費施設整備費は二戸地区特別支援学校（仮称）新築工事について、令和 7 年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 先ほど校舎大規模改造事業として、種市高校の潜水実習用の設備についての説明もございました。これは設置から 26 年が経過し、これまでも壊れて、直し直ししながら学校ではコンプレッサーを使用していたということであり、潜水を行う実習の中では、このコンプレッサーは、まさに命に関わる重要な資機材でもありました。それを今回、当初予算ではなく、できるだけ早く実施しようという意図で、補正予算計上ということをしていただいたというように認識しておりますが、いずれこのような形で整備されるものは、繰越明許費のほうでも説明があったわけですが、今後の実際の設備の整備に当たって、どのような形で、どのような時期に現場で利用できる状況になるのか、今後についてお示してください。

○佐々木学校施設課長 今回の設備更新につきましては、かなり特殊な設備になりますので、過去において同様の工事の実績を有する青森県の業者に、東北地域で唯一扱っている業者というように聞いておりますが、その業者に特命随契により設計も含めた形で施工しようとしております。完成予定年月日につきましては、令和 7 年 11 月末を予定しております。

○工藤大輔委員 わかりました。これは、これまでも現場等でさまざま要望等もあったと思います。そしてまた、県内の学校においては、長年にわたって耐用年数が切れていても、それ以降も現場で直し直し使っているような資機材等もあるのを把握しております。それらは本来しっかりと対応していかなければならないと思いますけれども、今の予算の執行状況、また予算編成に当たって、どの程度予算化されているのか、今の現状をどのように認識しているのかお伺いします。

○佐々木学校施設課長 施設整備の予算要求に当たりましては、教育企画室営繕担当で学校現場に確認の上、優先順位を見極めながら予算要求事項を決定しているということでございますが、御指摘のように老朽化が進んでいる状況の中で、限られた予算ではありますけれども、引き続き優先度を見極めながら計画的に整備を進めてまいりたいというように考えております。

なお、状況によりましては、今回のように補正予算の活用での対応ということについても検討してまいりたいというように思っています。

○工藤大輔委員 お伺いしたのは、現場から要望されているものについて、どの程度予算編成できているのか、そのような状況についてもお示し願えますか。

○佐々木学校施設課長 学校からの要望というのはかなりの数にわたっておりまして、本庁で執行する分、それから学校に配分して学校で修繕対応していただく分というような形で予算を執行しておりますが、学校の要望に対してどのぐらい予算措置されているかというあたりは、済みません、整理しておりませんでした。

○工藤大輔委員 緊急性のあるものであったり、先ほど言ったように、長期にわたってなかなか予算措置されないものがあって、現場においては、長年というのは特に必要だからこそ要求しているのに、なかなかかなわないというものがあります。学校現場において、今魅力化等の取り組みをしていきながら生徒の募集を多くする、また産業人材の育成を強化していこうという方向性は、県の方向性はよくわかるのですが、やはりそういった時代、また教育、学びの状況に合ったものを整備していかなければ、言葉だけで学校の魅力化を進めていこうと言っても、実際に魅力が上がっていかないというのが現状であり、それを何とか種市高校等でも、予算がつかないというのであれば、民間の事業者から潜水等にかかわるものを寄附していただいて、それを授業等でも活用しているということもあります。

そういった取り組み等を現場でも行っているということを深く理解をしていただきながら、国に対してもしっかりと要望も引き続き実施し、学校の魅力化、そして生徒が学びたいと思うものが学べるよう、一層の対応を取っていただきますようお願いしたいと思いますが、教育長からも御答弁をいただければと思います。

○佐藤教育長 さまざま学校から本当に多くの要望が上がってきておりまして、全てに一度きに応えられないというのが、非常に心苦しく思っている部分もあります。今回の種市高校のような、これはある意味命に関わるような部分でもありますので、そういうような安全性とか、安心、安全に関わるものはやはり優先度が高いと思いますし、あとはやはり老朽化の具合を見ながらしっかりと現場も見つつ、担当のほうで優先度を見極めて、我々としても財政担当部局にしっかりと要求しながら、国にも毎年毎年要望はしておりますが、しっかりと見ていただくということを我々の行動としてしっかりと取っていきたいというように思います。

○斉藤信委員 教職員人事費のところで、退職手当が10億7,500万円余、教員も定年1年延長されて、そして今回の退職ということになっていると思いますけれども、退職者数を

示してください。

もう一つは、退職された後、再任用される方々はどのぐらいおられるのか。その再任用の労働条件といいますか、フルタイムなのか、そうではないのか、そのことも含めて示してください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 今回2月補正で退職手当として予算計上したのは、定年退職ですとか、勧奨退職、普通退職に加えて、あと臨時の講師の切り替わりの部分も3月で辞める場合は退職金を払うとなっていますが、全部合わせますと1,073人となっております。そのうち、定年退職者でいいますと301人、勧奨退職者でいいますと82人、普通退職でいいますと690人という数になっております。

それであと、再任用者が定年退職後にどれぐらいあるかという数字は、済みません、今手元に持ち合わせておりません。ただ、定年延長に代わって再任用がどうかというのは、定年が60歳からのときに定年退職になって、61歳から再任用になる方と、そんなに大きな数字の差はないかなと思っていますが、細かい数字は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○斉藤信委員 昨年度は定年延長されたので、定年退職というのはなかったと思うのです。だから、その前の年と比べて、今回の定年退職者は301人ですか、大体同じ規模なのかと、あと勧奨退職者の82人というのもどの程度なのか。あと、普通退職が690人と多いのですけれども、この内訳も示してくれますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 ただいま定年退職者、令和6年度301人という話をしましたが、令和5年度はありませんでした。令和4年度におきましては464人です。令和6年度が301人でありまして、あと60歳でお辞めになる方が174人と見込んでおりまして、それを足しますと令和4年度の定年退職の数と一致するかと思います。やはり60歳を一つの区切りにして、という方が結構いらっしゃるというように我々は認識しております。

あと、690人の中には、臨時講師の420人ぐらいを積算すると、実際は200人から250人ぐらいが入れ替わるものなのですけれども、県負担分も加味しまして、これからまさに人事異動と絡めまして、そういう講師の方の切り替わりもありますので、そういったものを見込んだ上での690人ということでございますが、それよりは実際数は少なくなる見通しになっております。

○斉藤信委員 とりあえずそこまでにしておきます。

次に、教育指導費の公立学校情報機器整備基金積立金2億9,000万円余です。これ前から積み立てていると思うのですけれども、これは今総額でどうなっているのか、どこまで積み立てるのか、そのことをまず示してください。

○武蔵教育企画室長 このたび補正予算で積み立てをしたものにつきましては、国からの通知が令和6年度にございましたので、改めて積み立てようとするものでございます。この基金自体につきましては、令和5年度の補正予算で国で措置されたものを受けて、本県

においても令和5年度末に条例を制定したものでございますので、今回の積み立てが初めてという……

〔「違う」「総額で」と呼ぶ者あり〕

○武蔵教育企画室長 情報機器整備積立金の積み立て額の総額でございますけれども、10億447万6,000円となっております。

○斉藤信委員 今回が初めての積み立てですか。違うよね。だから、もっと正確に頼む。

○武蔵教育企画室長 大変失礼いたしました。訂正いたします。積み立ての状況でございます。令和6年度で2億9,015万9,000円、令和7年、今回のものと合わせまして、先ほどの10億余になる……

〔「令和5年度にやっているのだ、積み立て」〕と呼ぶ者あり

○武蔵教育企画室長 大変失礼いたしました。訂正いたします。積立額の状況でございます。令和5年2月補正での積み立てが7億1,431万7,000円、それから令和6年度、今回補正するものが2億9,015万9,000円で、計10億447万6,000円でございます。大変失礼いたしました。

○斉藤信委員 これは小中学校だと思えますけれども、基金というのはどこまで積み立てれば、全体の更新費用になるのか。10億円で終わりですか、それともまだ積み立てというのは必要なのですか。

○武蔵教育企画室長 国のこの事業の枠組みにつきましては、基本的に令和10年度までかけて、それぞれの市町村の計画に基づいて更新を行っていくとするものでございます。それぞれの市町村において、最も集中する更新時期が今のところの調査ですと令和8年度になっておりますけれども、その計画に基づいて更新作業が行われますことから、その計画に基づいて国から基金に相当する額が交付されるという仕組みになっております。

○斉藤信委員 最初に1人1台端末が整備されたときの総額の費用は幾らだったのか、小中学校だけでいいですから。今回はどのぐらいの基金が必要なのかわかりますか。

○武蔵教育企画室長 まず、今回2月補正予算案で積み立てる分に関しますと、予算ベースでいきますと市町村分については9億1,461万3,000円を見込んでおります。また、県立中学校及び特別支援小中学校の端末の更新もございます。こちらについては6,270万円を見込んでいますのでございます。

最初の金額については、確認後、御答弁させていただきます。

○斉藤信委員 1人1台端末で、一般質問でもWi-Fiの環境がまだ十分ではないというところもありました。これは、何でそういうことになっているのか、全てではないと思うので、Wi-Fiの環境が不十分なのはどの程度なのか、わかるでしょうか。

○武蔵教育企画室長 学校におけるネットワーク環境の状況についてでございますけれども、国が令和5年11月から12月にかけて行った調査によりますと、全国では国が示す基準を満たしている学校の割合が21.6%でございました。この調査につきまして、県で学校規模に合わせて分析し直した調査結果によりますと、本県においても国の基準を満たす学

校の割合が約2割となっております。例えば小学校で22.8%、中学校で20.7%などとなっているものでございます。こちらについては、1人1台端末の更新が国主導により令和3年度以降急速に進んだ状況もございますが、授業で一斉に使う頻度が増えてきた、あるいは高校においても情報のやり取りなどでも使われるということで、利用の頻度は上がってきている一方で、ハード面の整備のほうはなかなか追いついていないという状況が課題として挙げられていると承知しております。県の分につきましては、すぐに100%満たすというところへの改善についてはなかなか難しい状況ではございますが、より速い速度の回線への切り替えですとか、それから通信機器を見直すといったところで、できるだけ国の示す速度のところに環境を近づけていくような工夫を今検討しているところでございます。

○齊藤信委員 全国的に21.6%、国の基準といいますか、目指す基準、岩手県も2割程度だと。そうすると、8割は十分な環境ではではないと。これは、財政的問題なのか、財源的にそこまで保障されていないためにそうなっているのか、技術的な問題なのか、どうなのか。

○武蔵教育企画室長 まず一つは、国の基準を満たしていないというところの背景でございますけれども、地域ごとにネットワーク環境の状況が異なるということがまずございます。高速通信網が整備されている地区、そうでない地区、また事業者との契約が速い速度のものになっていないといった事情がございます。どういった事情で速度が遅い、あるいは基準を満たしていないかというのは、それぞれアセスメントを各市町村単位で行うこととされておりまして、そのアセスメントの結果を踏まえて、各市町村において何年度までにその環境をどのように整備していくかということも今回計画を立てた上で予算を確保し、対応していくこととされております。

○齊藤信委員 財政的な問題は特にないと、地域の条件、環境が問題なのだと、そのように受け止めていいのですか。

○武蔵教育企画室長 まず、実態としてどのようなものが課題になっているかということ洗い出した上で、その必要な予算を確保していくという段階になります。したがって、市町村あるいは県も同様でございますけれども、その課題の洗い出しと、あと予算確保と二つの要因があるということで、御指摘のとおりと考えます。

○齊藤信委員 8割が十分な環境にないということも実態だと思いますが、私は環境整備はしっかりやるべきだと。同時に、1人1台端末の取り組みというのは、世界的な取り組み、国内での取り組みを踏まえて、着実にこれは進める必要があると。スウェーデンでは、今はもうデジタルから紙の教科書に替わっているのです。言わば今のデジタル化を先行して取り組んだら、物を考える力が弱くなったというのが、スウェーデンの国家的な検証の結果です。大きな転換として、先進国ではそのような取り組みがされていますから、今、日本は逆に遅れている中で、何が何でもICTなのだという事になっているのだけれども、デジタルの先進的な教育を進めているところでは、そういう検証と転換ということがありますから、それをしっかり踏まえて1人1台端末の教育というのは進められるべきで

はないかというように思いますが、これは義務教育課長に聞きましょうか。

○**武藤義務教育課長** スウェーデン、北欧地域で脱デジタル教科書が進められているということについてでありますけれども、スウェーデンにかかわりましては、2022 年の秋の政権交代に伴って、PISA——OECD生徒の学習到達度調査の2022 年調査における読解力の低下を背景に教育のデジタル化の見直しの動きが広がっているという新聞報道があったことは承知しております。さまざま子供の学びの充実という観点で、学力の低下の要因については、さまざまな要素が複合的に影響しているということは想定されるわけですが、デジタル教科書との因果関係ということについては、中央教育審議会を中心として、デジタル教科書推進ワーキンググループのほうで諸外国の使用状況など、それから学力との相関、そういったことも分析が今進められて、デジタル教科書の効果、影響、課題を踏まえた推進についての検討を注視しているところでございます。デジタル教科書か紙の教科書かという、そういう二項対立的な考え方ではなくて、あくまでも子供たちの学びの充実という観点で、上手にベストミックスをしながら進めていく考え方も大事なのではないかというように捉えております。

○**斉藤信委員** 私もそのとおりだと思います。ただ、中教審は、デジタル教科書を紙の教科書と同じように位置づけるという方向を出しているのも、これは新聞各紙がかなり厳しい、もっと検証して進めるべきだという論説を出しているのも今の一つの特徴ですから、今の答弁は私もそのとおりだと思っております。

最後なのですが、高等学校総務費の教職員費、高等学校だけが1,366 万円余の増額補正なのです。あとのところは皆減額になっているのだけれども、高等学校総務費の教職員費が増額になった理由は何ですか。

○**古川予算財務課長** 職員給与費の積算に当たりまして、当初予算算定値では前年の秋頃の現職員の給与を基に算定しておりまして、それらが翌年度人事異動等で人が替わりまして、給与の精算を今しているというような状況でございますが、大方は減額になっておりますけれども、高校費については若干厳しめに積んだのかなというようなところで、少し増額補正をさせていただくというような精算の内容になっております。

○**岩崎友一委員** 今斉藤信委員からもあった1人1台端末の関係で、勉強不足で恐縮なのですが、小中学生に配付するタブレット端末の分の購入資金を基金で今県がためていて、最終的にはタブレット端末を県で購入して小中学生に配るというスキームというのはどうなっているのか、済みませんが教えてもらえますか。

○**武蔵教育企画室長** 今回の基金を活用した1人1台端末の更新につきましては、県と市町村が共同で購入をすることによって、購入のプロセスが簡素化される、あるいはより適正な価格で購入できるということがございますので、国の事業を活用して、県と市町村が一体的にそれぞれの更新時期の計画を立てて行うものです。市町村に関しては、基本的に3分の2の補助という形で、更新ができるという形になります。

〔「違うのではないか」と呼ぶ者あり〕

○武蔵教育企画室長 基金を取り崩して、その分を市町村にその費用として3分の2という形で補助できるという形になります。

○岩崎友一委員 そうすると、市町村は基金は組んでいないという理解でいいのですか。県が市町村の3分の2。わかりました。

それで、少し話が飛んでしまうのですが、いずれ令和8年ですか、更新時期が来るという話もありましたけれども、購入費用に関しては国庫補助がありますけれども、更新したら前のタブレット端末というのは廃棄をしなければならないと思います。これは補助がないので、自治体負担になると思うのですが、その際、二つお聞きしたいのが、廃棄は業者選定も含めて市町村がそれぞれ勝手にやってくれ、というのが県教委のスタンスなのか、廃棄に向けて、その辺もしっかり県教委としても市町村と連携をして今動いているのか。その辺がどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○武蔵教育企画室長 学習用端末の更新に当たっての使用済みの端末の処理というお尋ねでございます。基本的には学習用端末の今回の更新につきましては、先ほど来申し上げておりますが、4種類の計画を立てて市町村で行うこととされておりまして、その計画の中には端末の更新整備に当たって、更新する端末を廃棄処分にするのか、あるいはリサイクルするのかといった内容についても計画に盛り込んで行うこととされておりまして、その計画に基づいて、あとは廃棄処分の費用等につきましては、それぞれの市町村で措置していくということになります。

○岩崎友一委員 なるほど。そうすると、各市町村によって取り扱いは異なるということですね。当然いろいろな情報が入っているわけですよね、端末の中に。そうすれば、そういうものを削除したりとか、適当な業者にお問い合わせするというわけにもいかないと思いますし、そういったものも含めて1台当たりの廃棄費用というのはどのくらいなのか、どこかの事例がわからないですか。では、後で教えてください。わかりました。

もう一つが、いわての学び希望基金の関係で、震災遺児、震災孤児の数は県教委でも把握していると思うので、その人数に応じて予算化して、今回減額ということなので、恐らく大学進学を選ばなかったという生徒さんがいらっしやったかと思うのですが、県教委として何を想定して予算を組んで、実際何人が大学に進学しなかったのか、希望基金を活用しなかったのか、わかれば教えていただきたいです。

○伊藤学校教育企画監 いわての学び希望基金教科書購入費等……

〔「207 ページ」と呼ぶ者あり〕

○伊藤学校教育企画監 申し訳ございません。岩崎友一委員のお尋ねは、減額されたことに関してのお尋ねだったかと思ひまして……

○岩崎友一委員 207 ページの事業名で言えば、いわての学び希望基金奨学金給付事業費が3,000万円余の減額、下のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費が1,900万円余の減額になっているので、人数的に何人を想定して、どのくらい使われなかったのかという、減額の理由です。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監　ただいまお尋ねがございましたいわての学び希望基金奨学金給付事業につきましては、御指摘のとおり進学状況等の確定によりまして、給付対象見込み者数が減となったことによるものでございます。具体的には、年度当初の想定では173名ほどを想定しておりましたが、今回の補正で150名ということで、23名ほど対象が減ということで、減額措置という格好での補正の要求でございます。

○岩崎友一委員　進路選択は自由なので、別にいいのですけれども、23名の方々が、これは単純に私は大学に進学しないで就職するとか、また違った理由がもしわかれば。といいますのは、私が気にしているのは、震災遺児、震災孤児の方は物すごく苦労してきて、ここまで成長してきていると思うのですが、できればよりよい人生を送ってほしいので、活用できるものは活用していただきたいという思いがあって、23人の方々がどういった理由でこれを活用しなかったのかがわかればお伺いしたいと思います。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監　こちらにつきましては、申請いただくことで給付という形になっておりまして、具体的に申請されなかった理由といたしますか、状況でありますとか、そういった背景につきましては、現時点で手元には資料がございません。結果として、そういった基金を活用して進学等をされる方が想定を下回ったということでの把握状況となっております。

○岩崎友一委員　周知方法、申請してもらおうというためには、相手方がこういった制度があるというのをわかっていなければ申請できないわけですが、周知不足などということはないという理解でよろしいですか。

○黒澤教育企画推進監兼服務管理監　こちらの周知方法につきましては、各県立高校等で、制度あるいはそれを紹介するリーフレットといったものが生徒全てに配られ、対象になり得る生徒にはしっかり周知するというところで取り組んでいるところでございます。

○上原康樹委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長　ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る……

〔「午後だよ」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 申し訳ございません。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○武蔵教育企画室長 午前中に斉藤信委員から御質問がありました件につきまして御説明させていただきます。

まず、1 点目です。情報機器整備の基金に関しまして、今後の積み立ての予定についてでございます。今回の整備予定台数は、県と市町村合わせますと 8 万 7,406 台となっております。この台数に基づきまして、基金額を試算しますと全体で約 32 億円となります。このうち、今回の 2 月補正までで約 10 億円を積み立てることとなりますので、今後については約 22 億円を積み立てる予定となります。

続きまして、2 点目です。前回の整備——令和 2 年度、3 年度にした整備では何台整備したか、またその整備費用がどのくらいかかったかとお尋ねでございます。前回の整備では、県と市町村合わせて 8 万 9,144 台を整備しております。このうち、県の整備実績が 1,122 台、約 4,500 万円となっております。市町村分につきましては、それぞれで調達したものでございますことから、正確な整備費用を実績としては把握できておりませんが、仮に国庫補助金の整備上限額 4 万 5,000 円を台数に乗じて換算しますと、市町村分で 8 万 8,022 台分、約 39 億 6,000 万円の費用がかかったということになります。

それから、岩崎友一委員からお尋ねがございました端末の廃棄処分に要する費用についてでございます。こちらは、今年度廃棄物の処理業者に参考見積りを依頼した量の額がございまして。こちらの参考見積りを参考にいたしますと、仮に前回整備いたしました 8 万 9,144 台を全て廃棄し、収集運搬まで行ったとしますと、全体で約 2,700 万円ほどかかることとなり、1 台当たりで計算しますと約 305 円ほどの費用がかかることになっております。以上でございます。

○上原康樹委員長 以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○武蔵教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について御報告させていただきます。お配りしている資料に基づき説明してまいります。

令和 7 年 1 月 15 日の当委員会におきまして、当該体育館の整備については矢巾町との主な協議等の状況、それから令和 6 年 12 月 25 日付で県と請負業者との工事契約 3 件と工事監理委託契約 1 件の計 4 件を解除したこと、体育館の整備が遅れることについては、既存施設、県立盛岡南高等学校を活用すること、工事請負業者から損害賠償請求等があった場合、関係部局と協議しながら対応していくこと、既に発生している経費負担や体育館の整

備の在り方等について、関係部局等と協議しながら矢巾町と協議を進めていくことなどについて御報告申し上げたところでございます。

その報告後の状況についてでございますが、資料に沿って御説明させていただきます。資料の 1、これまでの矢巾町との主な協議等については前回説明しておりますので、参考として改めてお示ししております。

資料の 2 ページの 2、前回の常任委員会以降の状況についてでございます。まず、(1)でございますが、工事請負業者から工事に要した経費につきまして、建築は 2 月 13 日、電気設備及び機械設備については 2 月 14 日にそれぞれ報告があり、現在その経費の内容及び積算内訳等を精査しているところでございます。

経費の内容でございますが、米印に記載のとおり、契約書に貼付した収入印紙や工事保険料等の工事の契約の諸手続に関する経費、それから現場事務所設置のための仮設電気工事費用や足場計画図作成等の工事实作業、物品購入等に係る経費、現場代理人、管理技術者等の工事契約を解除するまでの給与等でございます。

(2)でございますが、上記の(1)及び既に発生している経費——設計委託料のほか、工事請負業者から今後損害賠償請求があった場合は、その経費も含め矢巾町に求める費用負担について、弁護士や関係部局と協議しながら検討してまいります。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○関根敏伸委員 私からは大きく 3 点お伺いさせていただきます。

県立高校に関係してお伺いいたしますが、間もなく入試を控えているという中で、さきの新聞の中で調整後の出願状況が発表されておりました。ぱっと見なのですが、やはり特色志願者、今回新たに設けられているものについては、盛岡地区の高校に対しての倍率が顕著に高くなっている。それ以外を見ても、おおむね盛岡地区の高校と他の地域の高校の出願状況、相当差が出てきているのかなという感じで見ているところであります。

高校再編計画でありますとか、高校の在り方検討会などでさまざま地域の首長さんとか、教育委員会関係の方々と議論があったわけではありますが、一貫して盛岡地区への志願者の集中ということを懸念される声があって、それらを有志の首長さん方から教育委員会に届けられたという経緯もありました。

私、今回の統合新設校なども、そういった流れを受けて、不来方高等学校と盛岡南高等学校という、ある意味伝統ある高校を統合したという流れはそういった背景もあるのかなというように見ているのですけれども、こういった流れを踏まえた中で今回の出願状況をどのように見ているのか、まず率直にお伺いしたいというように思います。

○中村高校教育課長 盛岡地区と他の地区との志願倍率の比較についてでありますけれども、先日の 21 日に公表しました県立高校入試の全日制の志願倍率、全体で平均が 0.80 であるところ、盛岡地区の平均が 0.99、それから盛岡以外の地区の平均が 0.71 倍となっている状況でございます。

盛岡地区の学校の志願倍率が高い要因といたしましては、地区内の県立高校の定員に対する中学校卒業予定者数が多いことが主な要因ではないのかなと考えているところでございます。

○関根敏伸委員 0.99 に対して 0.71 ということですから、明らかに差が出ているのかなと思っております。

その上でなのですが、それとはまた別に小規模校なのです。ここを見ていきますと、1 学年 1 学級、2 学級校がどんどん増えているというような状況の中で、小規模校の中でもいろいろ格差が広がりつつあるのだなというように思っています。例えば県立雫石高等学校でありますとか県立花泉高等学校は 1 倍を超えているというような状況でありますし、それ以外の学校であっても、例えば前沢高等学校でありますとか、葛巻高等学校でありますとか、大槌学園なども、県外留学生などを招き入れながら健闘しているのかというように思っております。

ただ一方、いわゆる定員の半数を割り込んでいるという学校も相当顕著に増えてきているのかというように思っています。非常に憂慮しているわけなのですが、この辺の小規模校の中での格差の状況についても改めて県教育委員会の御見解をお伺いいたします。

○西川高校改革課長 まず、小規模校の状況比較ということで、数のことだけをお話しさせていただきますと、令和 6 年度の合格者と令和 7 年度の志願者を比べた場合、1 学級校は 10 校あるのですけれども、増が 4 校、減が 6 校、それから 2 学級校 11 校につきましては増が 3 校、それから減が 8 校という状況となっております。

そういった中で、2 月 21 日に公表いたしました令和 7 年度岩手県立高校入試の全日制の志願倍率は、全体の平均が 0.8 倍であるところ、1 学級校の平均は 0.6、2 学級校が 0.4、1 学級校及び 2 学級校の合算の平均が 0.46 という状況となっております。1 学級校、2 学級校及びその合算の平均がいずれも全体平均を下回っている状況下ではありますが、1 学級校の中には、先ほど御紹介にありましたとおり、志願倍率が 1 倍を超える高校もあり、その要因としては地元中学生の一定数の志願があったことに加え、他県との隣接協定校を結んでいる県からの地域も含め、近隣の地域からの志願者数が増加したものと確認しております。志願倍率が 1 倍を超えた高校におきましては、高校と町教育委員会が連携して地元や近隣の中学校に出向いて説明会を実施し、高校の取り組みについて周知したことにより、中学生及びその保護者から地域と連携した魅力の取り組みや一人一人に寄り添った丁寧な支援等が充実していることなどが理解され、志願につながったものではないかと考えております。

○関根敏伸委員 明らかに小規模校が平均で 0.46 ということで、1 学年 1 学級と 2 学級を合わせて、0.8 倍と比較をするとやはり相当顕著になっていると。ただ、その中でも健闘している学校も見え始めているということを、やはりそこに着目をして、県教育委員会としては県立高校、特に小規模校も含めてどうあるべきかということを、しっかり分析を踏ま

えた上で対応を考えていかなければならないのかなというように思っています。

そんな中で、地元の学校で申し訳ありませんが、県立西和賀高等学校について触れさせていただきます。ここにつきましては、御承知のとおり、県議会でもさまざまな議論がありました。県教育委員会も、県議会の請願採択を受けた形で、複数年の入学者数の状況を見ての学級増という判断を撤回して、来年度に向けて、もう既に2学級校を実現した。やはり大きな御英断があった中で、西和賀高校はこのような状況になっているのかなというように思っております。県外留学生は5名ですが、それ以外の75名の募集定員に対して64名ということでございます。恐らく1学年1学級のままであれば、こういう状況には至らなかったであろうと思います。やはり2学級化を早期に県教委が判断したということがこういったことにつながっていると思います。そういった中で、この西和賀高校について2学級校になることによって、教員配置等がどのように充実してくるのか、それは教えていただきたいと思ひますし、改めて募集数の増加、要因分析、西和賀高校をどう分析していらっしゃるのか、そこを教えていただきたいと思ひます。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 西和賀高校の教員配置についてでありますけれども、来年度の教員定数は今年度の教員定数よりも2名増の予定となっております。

令和8年度以降の教員定数につきましては、他校と同様に年度ごとに検討していくこととなりますけれども、標準法——公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に照らし合わせますと、一般的には1学級増えた場合、教員が2名程度増加することが見込まれます。

引き続き、学校の特色、現状等を勘案しながら、適切に教員の配置を行ってまいります。

○中村高校教育課長 増加の要因ということでございますけれども、先ほど関根敏伸委員からもお話がありまして、西和賀高校は志願者が64名、志願倍率が0.85倍となっております。全日制全体の志願倍率0.80を超える志願倍率という状況になっております。要因といたしまして、西和賀高校の地域と連携した魅力化の取り組みや習熟度授業などによる生徒一人一人を伸ばす指導体制、そして多様な進路希望に対応した進路指導の充実、こういったことが町内の中学生のみならず、町外や県外の中学生にも広く周知されて、いわて留学も含め多くの志願者があったものと考えております。

○関根敏伸委員 私も西和賀高校の校長先生でありますとか、教育長でありますとか、そういった方々と何度か話をさせていただいております。県外留学生が増えたことはもちろんですが、今高校教育課長から答弁あったとおり、今までは地元の中学生在に北上市に流れていった。それが、改めて地元の子供たちが西和賀町の魅力に気づいたと、あるいは秋田県との連携などもしっかり功を奏してきていると。今回は学区外からの志願者も2名あるようでありまして、ある意味魅力化ということを着実に推し進めてきたことなのかなというように思っています。

西和賀高校の助川校長に聞いたところによると、生徒を増やそうと思った、そういった活動をやったことはなかった。ただ魅力化を一生懸命推し進めれば、結果として生徒に、

地域に認められる高校になるからということはこの1年、2年やってきて、今につながっているというようなことをおっしゃっていました。そういった意味では、本当に高校の魅力化ということをさらに推し進める必要があるのだらうなと思います。

教育長も本会議の答弁の中で、高校魅力化は一定の成果があったというように御答弁されていたかと思います。ただ、今後は小規模校の魅力化、ここが大切だよといったような答弁をされていたかなというように考えております。

改めて高校魅力化、特に小規模校、格差が広がりつつある小規模校への高校の魅力化、西和賀高校の成功例なども踏まえて、今後さらにしっかりと取り組んでいく必要があるのではないかなと思っております。市町村への支援も含め、県の高校魅力化の取り組み、さらなる探究活動などへのいろいろな取り組みも予算に盛り込まれているようですが、その辺改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○西川高校改革課長 高校魅力化、それからいわて留学への市町村支援の方向性についてであります。これまで県立高校においては、市町村や地域、地域産業などと協働しながら高校の魅力化の取り組みを展開し、地域を理解する学習活動等を通じて、生徒の資質、能力や自己有用感を育み、岩手県の産業や地域を支える人材を育成してまいりました。

また、いわて留学は、県外から留学した生徒と県内生徒が共に学ぶことにより、互いに刺激し合い、切磋琢磨するなど、高い教育的効果が期待され、その志願者は年々増加し、令和7年度入試においては42名の県外生が合格したところとなっております。

県教育委員会といたしましては、これまでの成果や課題を踏まえつつ、いわて留学のより一層の推進を図るため、令和7年度から新たに県外留学に知見を有する民間団体との協働により、受入れ校や地元自治体と入学希望者とのマッチング機会の充実や、生徒が不安なく学校生活や日常生活を送ることができるよう、受け入れ校や地元自治体に対して助言等の支援をすることとしております。

さらに、高校の魅力化を推進するに当たり、教育資源に限りのある小規模校においては、コーディネーターの配置が外部と連携を図る上で有効であることを考慮して、市町村による地域連携コーディネーターの配置や育成、それから活躍支援を実施することとしております。

県教育委員会といたしましては、これらの取り組みにより高校魅力化及びいわて留学の一層の充実に取り組んでまいります。

○関根敏伸委員 さまざまな取り組み、コーディネーターの配置も含めて御紹介いただきました。ぜひそこはしっかりと取り組んでいただきたいなというように思っております。

今、国会でも高校授業料の無償化がどんどん進められようとしております。私立高校の支援に対する上限も今後さらに広がってくるということになれば、さまざま議論があるとは思いますが、生徒にとっては選択の幅が広がるということになりますし、私学にとってはやはり大きなチャンスになるわけです。魅力ある、まさに特色ある教育というのは私学が一生懸命打ち出して、生徒獲得に一生懸命になっていたわけですが、公立高校と

同じ土俵で用意ドンということになりますと、本当に公立高校の魅力化はどうあるべきか、特に小規模校はどうあるべきかということは、本当に真剣に私学の取り組み状況など、ある意味いろいろ取り入れていきながら、やっていかなければならない時期に来ているのかなというように思っておりますので、教育委員会のさらなる御奮闘をお願いしたいなというように思います。

2点目は、不登校支援につきましてお伺いいたします。このことも本会議で何名もの議員が取り上げていらっしゃいました。改めていじめ、不登校支援の拡充がなされているようですけれども、この状況についてお知らせいただきたいと思います。

○千田生徒指導課長 新年度におけるいじめ、不登校支援の拡充についてですが、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされています。

これまで県教育委員会では、魅力ある学校づくりによる不登校の未然防止、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、市町村の教育支援センターの設置や拡充による教育支援体制の強化、フリースクール等民間団体との連携会議の開催、不登校の子供を抱える保護者等の支援を目的とした不登校支援フォーラムなどの取り組みを実施してきたところです。

これらに加え、新たに令和7年度予算案において、校内教育支援センターの支援員配置の補助に係る経費を計上したほか、児童生徒や保護者に対する支援や相談に関する情報が一体的に、より確実に届くよう、支援ガイドの作成やポータルサイトの構築など情報発信も強化するなど、児童生徒や保護者の一層の支援に取り組んでまいります。

○関根敏伸委員 このことについては、市町村でも支援センター等の設置が大分進んでいるというようなことも確認をさせていただきました。

その上でですけれども、支援ガイドの作成、ポータルサイトの構築ということも、これは恐らく不登校児童生徒の連絡会議などとのやり取りの中から出てきた事業ではないかなというように思っております。支援や相談情報が一体的に確実に手元に届くということが大切だという議論の中で生まれてきたものかというように思いますが、改めてここをもう少し詳細にお知らせいただきたいと思います。

○千田生徒指導課長 これまで取り組んでまいりました不登校児童生徒支援連絡会議におきまして、さまざま議論がなされていたところございまして、その中で児童生徒、保護者に情報が行き届いていないというようなものがございました。子供たちを取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを相談できていない子供たちがいる可能性や、子供の不安や悩みが従来とは異なる形であり、一人で抱え込んだりしている可能性があるということで、子供たちの小さなSOSを見逃さず、チーム学校、そして民間団体等も連携しながら進めていく必要があるというように認識しております。

○関根敏伸委員 まさにそうだろうと思います。チーム学校と民間、どちらの存在も大切

だというような認識の下で進められるものだろうなというように思っております。そういった意味では、教育支援センターの拡充、支援体制の強化や情報発信がしっかりと届いて、不登校の子供たちのみならず、保護者も相当に悩んでいるというような状況の中で、この事業がしっかりといい流れをつくっていただくと期待をしたいと思うのですが、さらに踏み込んでなのですけれども、民間との連携ということで支援連絡会議が大きな役割を果たしております。昨年も教育長は答弁の中で、さらにこの会議を拡充しながら、いろいろな支援の在り方を検討していきたいと、予算の絡みもあるのでというようなことも触れられてはいたのですが、去年教育長も民間の支援団体2カ所ほど、県南地域と県央地域を回られたというように聞いております。県、市町村が設ける支援センターも大事だと思いますが、そこに行ってもなかなか思いが伝わらない、不安解消につながらないという中で民間に行き着いて、民間の中で子供たちも保護者も、ある意味そこに居場所を見つけるということが私は今の民間の在り方かなと思っております。そこに救いを見出している人たちも多いということも実感しております。多分教育長も、そういったところを実感としてお持ちになったと思うのです。

民間との連絡協議会の中でいろいろな事業が出てきていると思いますが、民間が担っている役割、行政が担わなければならない役割、しっかりと整理をしながら、さらに踏み込んで、例えば一定の実績であるとか、ノウハウでありますとか、財政基盤など、組織体制がある程度確立されてきたなというようなところと、もう少し踏み込んで民間ならではの不登校支援の在り方をうまく活用するような、委託なのか何になるかわかりませんが、いろいろなことも検討していつでもいい時期に来ているのではないかなというように思っておりますが、そこについての御見解をお伺いいたします。

○千田生徒指導課長 民間との連携強化についてでございますけれども、不登校対策は児童生徒の社会的な自立を目指して、学校、家庭、地域、関係機関、行政等が連携しながら取り組むことが重要であると認識しております。

不登校児童生徒支援連絡会議が主催となって不登校の子供を抱える保護者の支援を目的としたフォーラムを開催し、魅力ある学校づくりや不登校対策の専門家による講演、フリースクール代表者やスクールソーシャルワーカーなどによるパネルディスカッションなどを行い、多様な学びの実現に向けて理解を深めるとともに、関係者相互の一層の連携の必要性について確認したところであります。

さらに、11月に2回目のフォーラムを開催し、不登校の経験者や保護者による体験談や、フリースクール等民間団体による学習支援などの取り組みの発表などを行うとともに、参加者による情報交換等も実施し、広く不登校児童生徒への支援について理解を深めたところです。

今後も不登校児童生徒支援連絡会議等を活用し、多様な主体との連携強化を図りながら児童生徒の一層の支援に取り組んでまいります。

○関根敏伸委員 一層の連携強化ということに触れられております。いろいろ民間の実態

も見極めなければならないと思います。フリースクールなども玉石混交だというふうな話もありますので、そういったところはしっかりと見据えた上で、ただやはりでき得る連携というのは、子供たちのため、保護者のためであれば、民間の力も借りる必要があるかなというように思います。

最後に3点目、ここと関連しますが、技能連携校について伺いたします。昨年もこのことについて取り上げさせていただきましたが、今市内で、私の地元の市内でフリースクールを営んでいる学校が、いわゆる技能連携校指定に向けて県に申請をされているというような状況を聞かせていただきながら、その進捗状況はどうなっているのかなというように伺わせていただいたところであります。当然国の法律に基づいた指定基準でありますとか、そういったものをしっかりとクリアするということが必要になると思いますけれども、この指定に向けた申請状況、県の対応の方向性について伺いをさせていただきます。

○中村高校教育課長 申請への対応状況についてでございますけれども、技能連携制度は高等学校の定時制または通信制の課程に在籍する生徒が各都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合、その教育施設における学習を在籍高等学校における教科の一部の履修とみなす制度でございます。指定に当たりましては、学校教育法施行令及び技能教育施設の指定等に関する規則で示されている設置者が、この政令及び文科省令を遵守する者として適当であること、修業年限が1年以上であり、年間の指導時間数が680時間以上であること、技能教育を担当する者のうち半数以上が技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有すること、科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であることなどといった基準を満たしている必要がございます。この基準に従いまして現在指定を受けているのは学校法人北日本高等学院が設置している矢巾町の星北高等学園が平成11年4月に指定されております。

なお、現在、関根敏伸委員からお話ございました、県内の団体から技能教育施設指定の申請がございます。設置基準に従って確認を行っているところでございます。

○関根敏伸委員 今お話ありました施行令でありますとか規則にしっかりと基準が載っているとしますので、そこにのっとしてしっかりと基準を満たしているのかどうかを御判断いただきたいと思います。

この技能教育施設につきましては、今星北学園のお話がありました。度々県議会でも取り上げられておりますが、担当の課長の答弁では、日常的にさまざまな課題を抱える生徒が居場所として生活面、学習面への指導、支援を受けると同時に、いわゆる高等学校の支援教育を実施する機関として非常に大きな役割を担っているというように答弁をされているところであります。そういった意味では、不登校の課題を抱えて、なかなか学校にも行けない、ただ高卒の資格も取って、将来的に就職や大学進学之机を何とか取りたいという子供たちや保護者にとっても、大切な施設になってくるのだろうなというように思っております。

そういった意味で、改めて技能連携校への評価と、逆に期待あるいは課題等もあると思います。これお伺いさせていただきます。

○中村高校教育課長 技能教育施設の評価、期待、課題ということでございますけれども、今関根敏伸委員からもお話ございましたが、技能教育施設では技能教育という本来の役割を超えて、生活面や学習面での指導や支援をはじめとして、さまざまな活動が行われている現状がございまして、さまざまな課題を抱える生徒が学びの機会を得られる場所、日常的に過ごす場所として、事実上、通信制高等学校と一体をなして、高等学校通信教育を実施している現状もあると認識しているところでございます。

そして、この技能教育施設によりまして、勤労青年や、また多様な生徒、多様な課題を抱えている生徒の学びの機会が充実するものと考えております。

なお、技能教育施設は、当初は公共職業訓練所や准看護師養成所等が想定されていたところではございますが、現在では高等専修学校などが多くなっている現状もございまして、さまざまなこういった施設が考えられますので、各施設において設置基準に基づいた教育体制が整備されて、適切に教育活動が行われていくことが必要であると考えております。

○関根敏伸委員 課題の一つとして、保護者側から見れば、やはり授業料、学費の面、これはどうしても壁にならざるを得ないのです。星北学園についても度々議論があつて、県議会でもさまざまな議員が取り上げて、いわゆる支援の補助額がほぼ倍増されたというような経緯があります。ただ、今回申請しているところが仮に指定を受けたとしても、こちらは学校法人ではないです。星北学園は学校法人の資格を取っているから、国の補助規定になった形で補助が受けられるというような形になると思いますが、学校法人以外の今回の申請している施設が仮に指定基準を満たして連携校となった場合、この授業料等の課題について県教育委員会はどのように認識をしているのか、支援の在り方などについてどう考えていくのか、お考えをお聞きしたいと思いますし、星北学園の生徒数のほぼ半数は県南地区からの子供たちというように聞いておりますから、県南地域の拠点の一つということになり得るわけでありまして、通いやすい、保護者にしても大きな負担なく通わせてあげられるような、そういった技能連携校になってほしいなというように思っているのですが、この授業料等も含めての課題に対して、県教委の御認識などをお伺いさせていただいて終わります。

○中村高校教育課長 授業料等、経費の課題ということで、なかなか難しいところはあるのかなと思っておりますが、現状として、現在星北高等学園が技能連携校として面接指導や通信添削指導がその場で受けられるというような状況であるところ、北上市の生徒が地元ではなくて矢巾町まで行って、そこで通信教育を受けなくてはいけないといった、そういった移動の経費、あるいはさまざまな時間的な制約とか受ける中で、例えば北上市の団体が受けたとなると、時間的にも、また移動の経費とか、そういった面の負担の軽減も図られていくのではないかなというように考えているところでございます。ただ、関根敏伸

委員御指摘の授業料という面では、なかなか現状ではお答えするのは難しいところがございます。済みません。

○飯澤匡委員 それでは、きょう冒頭説明があった矢巾町の新設体育館の件について、きょうは業者との契約解除の説明があったのですが、肝心の町側との折衝は一体どうなっているのか。この間、町長ともすれ違い程度の会話はやっているのですが、あまり深刻に受け止めていないような印象なのです。どうもかなりのすれ違いがあるような状況だと推察されるのですが、現状と、これからどういう折衝をしていくのか。時間だけが経過して、みんなが不幸になるような状況が見え隠れするのですけれども、今の状況と今後の展開方向について示していただきたいと思います。

○佐々木学校施設課長 現在、先ほど御報告させていただきましたとおり、工事請負業者から実際の工事に要した経費の報告がございました。今我々のほうでその内容を精査しておりますので、今後業者に確認、協議をしながら、まずはその額を確定させていきたいというように思っております。

それで、工事に要した経費は、業者の積算が終了しましたので、今後損害賠償請求額の積算が各業者において行われるものというように思っております。損害賠償請求がありました時点で矢巾町に対しての損害賠償、それから既に発生している経費、そして負担割合をどうするかなどにつきまして弁護士に相談の上、町への求償について検討を進めていくこととしています。

○飯澤匡委員 きちんと私の質問を聞いてほしいのですが、それはさておき、実務的なものではなくて、肝心の体育館の建設に向けた協議はどうなっているのかということ。繰り返して言うと、矢巾町は今まで来たチームと別のチームが出てきたわけでしょう、AからBチームが来て。それで、ゼロベースでやるという話なのですが、その後の協議、本体の協議はどうなっているのか。

○佐々木学校施設課長 最後に矢巾町と協議をしましたのが、昨年12月17日に教育長が町長と面会をしたものとなっておりますが、なかなか議論がかみ合わないのが実情でございまして、文書による協議、それから対面による協議もそれ以降はしていないというのが現状でございます。

我々としては、設計委託料、それから損害賠償等の精算をまずはしっかりと済ませることが必要というように考えておりまして、そういった費用の負担の考え方などを整理の上で、矢巾町との協議に臨みたいというように考えております。

○飯澤匡委員 学校施設整備に係る重要な教育的な問題も関わってくるので、そこは教育委員会ですから、そのような観点はもちろんお持ちのことと思うのですが、相手があることとはいえ、しっかり進めていかないと、今後の新設校の在り方についても非常に大きな影響が出るのは、この委員会でも心配だというような声が出ているわけです。

今のお話ですと、まず実務的なものについて片づけてからということなのですが、これではちょっとまずいのではないですか。これからどういうアプローチをしようとしている

のか、この点が非常に大事なので、教育長、答弁をお願いします。

○佐藤教育長 12月23日に私が直接町長とお会いしたのが最後というのはそのとおりでございます。その後、1月15日に当委員会でこれまでの経緯と、それから契約解除等についての子細な部分を御説明したというところでございますが、その後、我々としていずれ業者から積算いただいて、幾らかかっているのかということ、そしてそれをどこまでどのようにして、我々が一旦は請求を受けますので、それをどう負担してもらうのかというアプローチの仕方について、実は法務担当とも協議しながら、どのタイミングで、いつ向こうに持ちかけるかということを慎重に検討しておりまして、現時点で接触はしていません。ただ、内々に手法といいますか、在り方について協議を進めてきております。

覚書自体は、当方では破棄しておりませんで、現状では生きているわけです。ですから、それを私たちからすれば、こういう経緯で覚書を結んで、はい、建設を始めると言った途端に、やめたというような言われ方をしているわけで、向こうに責任は取っていただくということで進めますが、その進め方については少し慎重に、法的な争いになるでしょうという前提の下、進めてきているというところで、容易に交渉で済ませられない部分もあるかなということもあり、文書でのやり取りも今控えているという状況です。ただ、きょうの県議会への報告はこういう形でしますよということは連絡も入れていますし、ですからまさにここに損害賠償云々という言葉があるペーパーをごらんになっているというように思いますので、県当局が何を考えているのかというのはおわかりであろうというようには思っています。いずれ子細に詰めまして、業者から額を確定いただきまして、あとはどういう手法で今後対応すべきかということの子細に検討の上、財政当局とも話をしながら進めてまいりたいというように考えているということです。

その上で、覚書はもちろん生きているのですが、用地を無償にしますから建設費用を出さずに建ててくださいという最終提案のようなものがまた出てきても、受け入れるわけにはいかないというように考えていますということだけは申し上げられるかなと思っています。

○飯澤匡委員 ただいまの教育長のお話を私なりに整理をすると、いずれ費用負担で係争されることが前提であるので、なかなか本論にまで行き着くことを控えていると、控えざるを得ないと、こういうことなのだろうと思うのですが、それならそれなりにこの実務的な部分を急がなくてはいけないと思うわけです。新聞報道等によれば、矢巾町の覚書の基本的な考え方も、県と、それから矢巾町の意識は全く違って、この点を埋めるのも大変な作業だと思うし、ただこれはせつかく共創という概念を持ち込んで手をかけたものですから、何らかの別のアプローチは必要なのだろうというように思うのです。同時並行的にはなかなかやれないというのは、今の答弁で理解はできますけれども、ただ県教育委員会の意識の中に、相手はちょっと別な考えだけでも、何らかの新しいことを生み出そうという努力を、面ではなく点では一致しているところがあると思うので、そこを何とかする工夫は必要だと思うのです。これ以上言っても答弁は出てこないと思うので、そうしたこと

を県教育委員会のみならず、対外的にかなりの影響が出ると思うので、そこは本当に注意をしてやっていただきたいというように思います。

それでは、県南地区の統合高校、工業高校の件なのですが、今回の代表質問でも教育部門の建設費用についてはいずれ一体でやるのでしょうか、大変な額になるということで、本当に計画どおりいつているのかどうか、今の検討状況と併せて今後の計画どおりいくのかどうか、その見通しについて示していただきたい。

○西川高校改革課長 県南地域に新設する工業高校の検討状況についてであります、現行の高校再編計画後期計画において、令和7年度までの計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容等の検討をすることとしており、昨年度から設置場所の検討に、今年度につきましては教育内容の検討に着手しているところであります。今後、統合時期など整備スケジュールについても検討を進めていく予定としております。

現時点におきましては、統合決定時の1学年6学級、それから両校の特色ある学びを確保するとともに、ITやAIなどのこれからの技術革新に対応した学びを実現する学科の創設等を含め、他県の先進校を視察するなど検討を進めているところです。今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域の産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応可能となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

統合及び開校時期の具体的内容につきましては、教育内容の結果によって取得面積を判断、決定することとしており、令和7年度中に検討する予定としておりますが、やはりかなりの金額が必要になってくると。それから、宮古商工高等学校を例えると、それなりの期間がかかってくるという状況もありますので、それぞれの高校の進学者の推移も、統合検討時、決めたときから若干ぶれてきているところもありますので、そういったところも見ながら慎重に検討していきたいと思いますが、今のところでは計画どおり進めたいと県教委としては考えております。

○飯澤匡委員 これは県庁舎と似たような状況で、建設に係る費用も、これも財源確保と並行的に考えていかなければならないので、その点は教育委員会は全く心配なくやれるというような状況なのですか。

○西川高校改革課長 総務部で所管しております公共施設等総合管理計画ですがけれども、こちらのほうにつきましては、御承知のとおり、現行では教育委員会と医療局は入っていないという状況ですが、これはやはり私も総務部の在籍が長いので、おかしいというように思いますので、次は来年計画策定するそうですけれども、その中には教育委員会もそういった財政規律に寄与するような行動を起こさなければならないのではないかとこのように思っております。済みません。

○飯澤匡委員 それは逆で、別枠で取っていたほうがいいのではないですか。同じ県庁内だけれども、いろいろやりようがあって、教育機関というのは普通の公営施設とちょっと違った意味合いがあるので、いろいろアナウンスするではないですか、生徒募集だって。それは、しっかりと教育委員会は教育委員会で対応していただきたいというように思いま

す。

専ら地元では、もっと遅れるのではないかなという、根も葉もないそういううわさも出ていまして、開校時期等については現行予定どおりというようにお話がありましたけれども、どうも今の状況だと、言葉の中にも慎重にであるとか、当初とちょっと考え方が変わってきているだとか、そういうのがちょろちょろとにじませられると、これはちょっと大変だなという思いがするのです。それは適時適切に、会議の内容も含めてしっかり、予定の部分については変更があるというような、そういう確信が出た場合は前広にアナウンスしてもらわないと、計画どおりやってもらうのが一番ですけれども、それは要望させていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、関根敏伸委員のお話に関連するのですが、私の地元の高校についてお話しするのは恐縮ですが、普通科2学級について、80人に対して26人という非常に驚くべきそういう数字が出ているわけです。この内容について、いろいろな要因があると思うのですが、一つ懸念しているのは、地元の中学校が、これはさっき言った1学級しかない学校が危機感を持って大変な努力をされているということなのですが、進路指導において、どうも北上川を挟んだ学校へと誘導するようなお話が出ていますと、これはちょっと聞き捨てならない。直接聞いたわけではないのですが、そのほうがいいよみたいな。今結構生徒も少なくなって、クラブ活動もできないというマイナススパイラルにどっと入り込んでいくわけです。旧隣町の学校も、少しずつそういう数字も出始めていると。どうも親御さんが決めるよりも、今生徒たちのほうが、ただ単にJR大船渡線——山汽車で通学をしたいというような理由で、僕も山汽車で通学して行ったから、あまり大きな声では言えないのだけれども、そういう中学校との連携というのは、もちろん同窓会の努力も必要だし、そういうのもあるのですけれども、安易なそういう進路指導というのはなかなか厳しい話だと思うのですが、同じエリアの教育機関として、これは意識的にも何かの会議等で、地元愛であるとか、そういうことについてもしっかりとアナウンスをして、共通認識を持つということが必要だと思うのですけれども、いかがですか。その点について、そういうお話は出ていますか。やはり北上川を越えたほうがいい学校だというような風潮なのですから、それはいかがですか。

○西川高校改革課長 今飯澤匡委員からお話のあった中学校の卒業後の進路状況のお話につきましては、初めて聞いたところでもありますので、今後どのように対応していくかわからないところではありますが、年に何回か市町村の教育長会議がございますので、そういった面とか、あとはそれぞれの地域でのそういった会議とかございますので、その中でそういった進路指導について適切な指導になっているかどうかの確認も含めて、そういった行き過ぎたという表現と言うのも言い過ぎですけれども、そういったことにならないように、あくまで生徒が望む学校に進学させるといった方向に進める方向で進めてまいりますので、よろしくお願いします。

○小西和子委員 まず最初に、給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に

関する特別措置法等の改正と岩手県教職員働き方改革プランの見直しについて伺います。

2月7日に給特法等の改正案が閣議決定されてしまいました。給特法の改正では、将来的に時間外在校等時間を20時間以内にするということですが、県教委の受け止めはいかがでしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 時間外在校等時間についてでございますが、令和6年8月の中央教育審議会の将来的には教師の月の平均の時間外在校等時間を20時間程度に縮減することを目指すとの答申を受けて、同年12月に財務大臣と文部科学大臣との間において、まずは令和11年度までに月30時間程度に縮減することを目指すとの内容で教師を取り巻く環境整備について合意がなされ、法案等が提出されているというように承知をしています。

県教育委員会では、昨年2月に策定をいたしました岩手県教職員働き方改革プランに基づく取り組みを推進してきたことにより、県立学校におきます教員1人当たりの月の平均時間外在校等時間は、令和5年度で28.2時間であり、令和元年度の35.2時間から7時間、2割程度減少しており、一定の取り組み成果が出てきていると認識をしております。

中教審の答申の時間外在校等時間20時間以内につきましては、将来的な目標に見据えながら、引き続き現プランに基づく取り組みを着実に推進しながら、時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにするといったプランの目標達成に向けて注力してまいりますし、子供たちによりよい教育を行うためには教職員のウェルビーイングの確保が重要でありますことから、引き続き市町村教育委員会とも連携をしながら、県全体の学校の働き方改革を進め、時間外在校等時間の縮減に努めてまいります。

○小西和子委員 もう少し短くお願いします。県立学校はそうかもしれませんが、義務制学校は80時間、過労死ラインを超えている割合が70%近くありますし、現在45時間が上限ですが、93.9%がオーバーしているという実情があるわけです。ですから、かなり難しい目標だなと思います。どのように削減していくのかということにかかっていると思います。

教員の働き方改革を進めなければ、教員を目指す若者は増えないわけです。将来的に時間外在校等時間を20時間以内にするということでもありますけれども、全く業務量を減らすことなく、どうやって20時間にすることができるのか、甚だ疑問であります。このことは、現場の教職員や管理職も含めて思っていることであります。恐らく県教委の皆さん方も同感ではないかと思うのですけれども、嘆いてばかりではられません。このままだと教育が崩壊してしまいますので。

そこで、文部科学省から時間外在校等時間の縮減にかかわり相当の圧力が今後かけられてくることが予想されます。県教委や市町村教委がどのようにして業務量を減らしていくのかということを示すべきであるというように考えます。現在の県の働き方改革プランでは、改善は見込めないのではないか、特に小中学校の場合。このことから、新たな改革案

を示すべきと考えますけれども、教育長の見解を伺います。

○佐藤教育長 働き方改革プランについてであります。現行の県のプランは、令和6年2月に関係者の皆様からさまざま御意見いただきながらつくり上げました。そして、毎年度推進会議を開催して、その進捗状況等、あるいは目標達成の状況等を分析して進めているという中で、これあくまで県立学校の状況で申し上げますと、令和6年度の第3・四半期までの80時間以上の教職員、現在延べ228人ですが、令和5年度同期比は914人だったということです。一定の成果は出ているというように考えております。ただ一方で、市町村教育委員会は、県教委と連携しながら独自のプランをつくっていただくということでもつくり上げていただきましたが、今課題なのは市町村教委が取り組み状況をまだ公表していないところがあるということなので、これをやはりどのような状況なのかということを開示していただくということが必要かなということで、市町村教委の教育長との会議の中でそれを促しております。ですから、あくまで立てたプランがどのように市町村学校の現場で実施されているのかということをもっと明らかにしていくということをしていただこうと、そういう取り組みをしながら、働き方改革の推進に取り組んでいきたいというように考えております。

○小西和子委員 見える化するということ、すごく大事だと思うのです。競争しますので、何とかして頑張って削減しようというように。よろしくお願いします。

では、二つ目です。退職者数と2025年度スタート時点での欠員について伺います。今学校現場では、入試への対応とか、卒業式の準備など、大変忙しい日々だというように思います。しかし、忙しい時期にもかかわらず、欠員のために人員不足となっている学校があります。現時点での欠員状況について示してください。

○駒込県立学校人事課長兼サービス管理監 欠員状況についてありますが、令和7年2月1日時点で小学校17名であり、内訳は定数内1名、産休代替8名、育休代替3名、病気休職代替5名です。中学校は11名で、内訳は定数内3名、産休代替3名、病気休職代替5名。高等学校は10名で、その内訳は定数内5名、産休代替2名、育休代替1名、病気休職代替2名です。特別支援学校は6名であり、内訳は定数内2名、産休代替4名となっております。

○小西和子委員 44名ですね、トータルでは。

○駒込県立学校人事課長兼サービス管理監 はい、そうです。

○小西和子委員 ということは、以前頂いた資料と同じということでもあります。

すごく残念なことに、県教委の皆さんは御存じのように、ことし1月だったでしょうか、現職死亡がありました。50代の本当にリーダーの方だったのですけれども、中学校の教務をしていて、前の日は通常勤務したのですが、次の日に亡くなっていたということでありました。その学校は、欠員1のままでずっと来たということです。どうしても過重労働になったのではないかなというように思っております。非常に残念なことでした。

それでは、今年度末の定年退職者数と定年前退職者数について、先ほど斎藤信委員への

答弁の中では定年退職者が 301 人と勸奨退職者が 82 人ということだったのですが、改めてお伺いいたします。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 今年度末の退職者数についてでございますが、これから述べる退職者数については教員の数となります。定年退職者数は、小学校 106 名、中学校 69 名、高等学校 82 名、特別支援学校 14 名です。定年前退職者数は、小学校 177 名、中学校 90 名、高等学校 40 名、特別支援学校 19 名となっております。

○小西和子委員 合計ということだと、定年退職は私がつかんでいるところは 316 名で、定年前退職もかなり多いというようにつかんでおりますけれども、済みません、合計をお願いします。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 失礼いたしました。ただいま私が申し上げた数を合計しますと、定年退職者数の合計が 271、定年前退職者数の合計が 326、合計 597 となっております。

○小西和子委員 定年前退職者のその理由については、何か把握していますでしょうか。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 定年前退職者につきましては、まず 60 歳を一つの区切りとする方が多くいるということ、そのほか所属長との人事ヒアリング等においては、健康上の問題、転職、転居等の退職理由を聞いているところではございますが、個々の理由を詳細に全て把握しているものではございませんので、具体的にはお答えできかねる状況です。

○小西和子委員 もう疲れ果ててしまったという方も昨年の退職者にはおりました。このまま働いたらもう倒れてしまうということで、定年前退職をした方もいらっしゃいました。

次に、予想以上の退職者がいるとすれば、2025 年度 4 月スタート時点で欠員が発生するのではないかとというように危惧しております。現状でどのくらいの欠員が生じるというように見ているのか、校種別基礎定数、加配定数でお伺いします。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 令和 7 年度当初における欠員状況についてでありますけれども、こちらは現在、定期人事異動中の作業中でありまして、基礎定数と併せ各学校の加配定数も配置して、その配置教員の確保に努めているところであります。講師等の数についても確定していないところがありますので、現時点ではお答えできかねる状況であります。ただし、年度当初において欠員が生じないよう、引き続き人員確保に努めた取り組みを進めてまいりたいと思います。

○小西和子委員 昨年度の同じ質問に対しては、新採用者の教員数とその差を見て、そして小中さまざまな学校で統合等が行われますので、それでとんとんかなというような答弁をいただいております。県立学校のほうは、退職者よりも新採用のほう为上回っているという答弁をいただいて安心したところなのですが、わかった時点で教えていただければというように思います。

難関を突破して採用された方々の中で、残念ながら数年で退職を余儀なくされている教職員がいます。年度末だけではなく、年度途中での退職者もいるのではないかと思います。

若年者の退職について、採用から5年目までの状況と、その理由について示してください。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 採用5年目までの教職員の年度途中及び年度末の退職の状況についてでありますけれども、今年度、年度途中で退職した教職員は小学校教諭に3名おり、退職理由は他職種への転職というように聞いております。また、年度末退職の状況についてでありますけれども、小学校教諭では13名、そして中学校教諭は6名、高等学校教諭は2名、特別支援学校教諭は7名、養護教諭は4名の予定となっております。主な退職理由は、他都道府県の教員としての採用、それから他職種への転職、結婚、精神疾患等であると把握しております。

なお、令和6年度、今年度の初任1年目につきましては、どの校種とも年度途中、年度末の退職も現在のところゼロの見通しであります。引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かな支援をしてまいります。

○小西和子委員 随分辞めるし、他の県にも行くし、他職種にも行くしということで、非常にもったいない人材が辞めていくのだなというように思います。ただ、早期退職者がゼロということでしたね、先ほど。それはよかったなというように思います。なぜなら2021年は15人、2022年は4人、2023年は6人ということでありましたので、今回のゼロというのは取り組みの成果なのかなというようにも思います。

それでは、大勢他職種に行ったり、他県に行ったりという、このような状況を県教委はどのように改善していくのかお聞きします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 先ほど来御答弁申し上げている現状を踏まえた改善策ということで御答弁申し上げますが、昨今の教員不足の状況を踏まえまして、県教育委員会事務局の業務について、事務職で実施可能な業務は事務職員が担うことを基本として、教育職員と事務職員の役割分担を見直し、令和7年、来年度から段階的に事務職員に振り替え、教育職員を学校に配置するという見直しを行うこととしています。

また、教員確保に向けた取り組みの一つとしまして、採用候補者選考について見直しを行い、令和8年度の教員採用候補者選考から大学3年生の受験も可能とするほか、退職後一定期間内にある元教員や他県等の現職教員が受験する際には1次選考を免除するなど、新たな取り組みを行うこととしています。

あわせて、第1次選考から論文を廃止いたしまして、情熱を持って教員を目指している臨時的任用教職員の方々が現場での業務と並行しながら、より採用選考に臨みやすくするような見直しを図ったところでございます。

さらに、将来の職業として教員を考えている高校生を対象に教職の魅力を伝えるため、小中学校の学校公開への参加を呼びかけ、授業を見学してもらう取り組みを行っております。

こうした取り組みを通じまして、なかなか急にはというのはありますけれども、学校現場の体制充実が図られるように我々も一生懸命努力してまいりたいと思います。

○小西和子委員 いろいろ工夫するということをおっしゃっております。若者の意識と

ということで、賃金などの処遇よりも勤務時間や福利厚生などの労働環境を重視する意識があり、教職離れを加速させているといったことが一般的に言われているわけです。ですから、時間外労働時間、在校時間を減らしていくということが一番大事なことなのではないかなというように思いました。

次、沿岸地域の子供たちの状況についてということで、大船渡市の火事もありますけれども、沿岸地域の子供たちは大変な思いをずっとしてきているなというように思います。沿岸地域の子供たちの状況について伺います。心とからだの健康観察結果の沿岸地域の子供たちについて、県教委の見解を伺います。

○千田生徒指導課長 沿岸地域の子供たちの心とからだの健康観察結果についてであります。令和6年度の要サポートの児童生徒の割合は、県全体では13.3%、沿岸部は15.5%、内陸部は12.8%となっており、依然として沿岸部は内陸部に比べて心のケアなどのサポートが必要な児童生徒の割合が高くなっている状況です。沿岸部の児童生徒の要サポートの割合が高いことについては、さまざまな要因がありますが、心理職の見立てによれば、沿岸部の児童生徒には震災由来の状況があり、反応が出ていると見られています。このため、引き続き全ての児童生徒を対象とした心のケアに係る取り組みを継続していくとともに、個々に支援が必要な児童生徒については、学校が専門家や関係機関と連携を図りながら丁寧に対応していくことが重要であると認識しております。

○小西和子委員 特に小学校2年生については、これまでの調査の中で要サポートの数値が一番高くなっていますよね。本当に心配です。保護者の方たちは、震災により物理的にも心理的にも、今でも大変な思いをしている人たちが多くいるということを現場から報告をもらっております。それで、具体的に子供たちはどんな状況なのかといったときに、名字が3回も変わった。引っ越ししますよね、転校しますよね、そして不登校になるといったこととか、それから保護者のなりわいが安定していないということもありますし、離婚のためにひとり親世帯も増えていて、準要保護世帯が増えているという報告もありました。要サポートとも言えますけれども、要支援の子供たちの割合も増えていて、30人クラスで見ますと少なくとも五、六人はいるそうです。お手上げです、担任は。そこのサポートに担任外が入ると、もう職員室は空っぽ状態ということになっているわけです。

そこで、ある管理職の方からの話ですが、管理職とは限らない、教職員の声として、子供たちの心の中を時間をかけて見守っていく必要があるのですが、現場の忙しさと人員不足から手が回らないと、復興加配でのクラスや、心理士、相談員、スクールカウンセラーの配置など本当に助けられている、ありがたいという声をもらいました。ですから、沿岸地域の子供たちが置かれている状況から復興加配、心理士、相談員、スクールカウンセラー等の継続配置が必要であります。県教委の今後の方針について伺います。

○千田生徒指導課長 スクールカウンセラー等の継続配置についてであります。令和6年度は復興加配を活用して、小、中、義務教育学校に39名、高等学校に24名、特別支援学校に6名の教員を配置しており、沿岸部における児童生徒の状況や学校課題等を踏まえ、

加配の必要性等を精査し、国と調整しながら引き続き学びの場の充実に向けて対応したいと考えております。

また、スクールカウンセラー等の配置についてですが、令和6年度はスクールカウンセラー66名、スクールソーシャルワーカー18名を配置し、県内全ての公立学校での相談に対応できる体制を整えているところです。震災に起因して心のサポートが必要な児童生徒が依然として多くいることから、引き続き復興事業の継続を国に要望していくとともに、スクールカウンセラー等の適切な配置に努めてまいります。

○小西和子委員 これからの継続配置についても、どうぞ前向きに進めていただきたいと思います。

次は、大変苦しい生活の中で、お母さんが夜も昼も働かないと暮らせないということから、家に子供だけで、不安が多い子供たちは、学びに対する意欲がなくなるのは当たり前だのように思います。衣食住と親から愛される安心感が足りてこそ、学びへの意欲が湧くというように考えます。被災地だからこそ、この基本的なことを満たした上で、人生に必要なことを学校で学び、体験して、地域を背負う大人になってほしいという願いがあります。

ここで、ある校長先生からですけれども、震災後はさまざまな学習支援があり、助けられていた。宿泊費用を捻出したり、バス代をかけずとも他地域を知る、ふだん触れないこと、物に触れるなどができた。このような工夫がもっとできないかというように日々考えている、ということです。保護者の中には、学校の集金や学習旅行の費用などが工面できないという家庭も目立ってきています。ですから、沿岸地域の家庭の経済格差が大きくなってきておりますので、震災後のような学習支援、体験支援を行う必要があるのではないかと考えていますけれども、県教委の見解を伺います。

○伊藤学校教育企画監 今お尋ねありました沿岸地域の子供への学習支援等についてでございますけれども、多くの人たちの関わりの中でさまざまな体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、また公的な支援等によって質が担保された教育機関である学校という場合は、やはりこれは児童生徒の学びや体験活動の場として、極めて大きな役割を有しているというように考えております。

他方で、県の調査によりますと、先ほども答弁ありましたけれども、沿岸部は、サポートが必要な児童生徒の割合が高くなっているというような状況でありまして、沿岸部の児童生徒が震災等に起因する生活環境や教育環境などの不安、悩みによって、学校における質の高い学びや体験活動の機会を失うことがないようにすることが重要であるというように考えております。

そのため、県教育委員会としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な配置等により、こうした生徒自身の不安や悩みあったり、あるいは家庭が抱える困難に対する福祉面でのサポートの支援であったりといったようなことを積極的に行うことによって、引き続き児童生徒に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、学校に

おける心のサポートや学習支援等にきめ細かく対応するための教職員の加配の活用等に取り組んでいくことが必要であるというように考えております。こうした取り組み等を通じて、県教育委員会としては誰一人取り残さない学びや体験活動の機会の確保に努めてまいりたいというように考えております。

○小西和子委員 四つ目、特色入試について、先ほど関根敏伸委員からの質疑がございましたけれども、特色入試の志願者数がほぼ盛岡一極集中となりました。趣旨にある少子化に伴う志願倍率の低下等に対応することに、地方の学校が置かれていかれたという見方があります。まず、県教委の見解を伺います。

関連して、高校における魅力化事業や各校に任された選抜の方法、中学校におけるプレゼン等の受験対応指導等、新たな業務が増加したのではと危惧しています。県教委の御認識と課題についてお伺いして終わります。

○中村高校教育課長 まず、志願倍率についてでございますが、今御指摘がありましたとおり、令和7年度の特色入試の志願倍率について、県全体0.83倍に対して盛岡地区は1.35倍と、盛岡地区は高い状況でございます。盛岡地区の学校は、1次募集の志願倍率も全体的に高い傾向といったこともありますので、基本的に第1志望に出願している学校に特色入試も出願するといったこともありますことから、そういった学校を志願するに当たって、複数の選抜機会が得られるように特色入試に志願した生徒が多かったものといった捉えをしております。

また、学校における新たな業務の増加ということでございますけれども、まず特色入試につきましては、各高校が魅力化の取り組みやスクール・ポリシーなどを踏まえて、特色入試において求める生徒像を示して実施するというようにしております。特色入試で求める生徒像を明確に示すことで、生徒一人一人がその多様な能力、適性や意欲、関心に基づいて自分の進路希望を実現するために適切な高校を選択できて、また各高校の一層の魅力化につながるものというように考えているところでございます。

一方で、各学校が示す求める生徒像はそれぞれ異なることから、特色入試の選抜方法も多様になっている現状もあるといったことも認識しておりまして、県教育委員会では例年に比べると今回の入試につきましては1年ぐらい早めて、令和5年9月に各高校の特色入試の選抜方法を示すなどして、各中学校で計画的かつ円滑にその準備を進めることができるように、その負担の軽減等を図ったところでございます。

現在、県内公立中学校に全県統一で校務支援システムの導入が進められておりますので、導入によりまして志願者名簿や調査書作成等の負担軽減が図られるものと考えております。今後は、中学校と各県立高校の校務支援システムの効果的な連携方法を検討するなどして、一層の業務の効率化を図っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、今の教育と学校の大問題の一つが教員の長時間労働、その実態と改善の方法について取り上げたいと思います。

国の調査、これ2022年なのでございますけれども、公立小中学校では労働時間が平日平均11時

間半、これは持ち帰り残業を含めです。休憩は僅か数分。高校でも平日平均 10 時間 36 分となっていました、このときの県の実態はどうなっていますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 令和 5 年度におきます県立学校における教員 1 人当たりの月平均時間外在校等時間は、週休日の部活動従事時間を含みで 28.2 時間、週休日の部活動従事時間を除いて 20.6 時間となっております。

なお、教員の平日の平均在校等時間につきましては、本県では集計を行っておりません。

○斉藤信委員 2022 年の国の調査は、先ほど紹介したように大変異常な実態なのです。この 2022 年の国の調査に対応する県の実態というのはいないのですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 済みません。今手元に令和 5 年度の数字しか持ってきていませんでしたので、調べれば後ほど……済みません。

○斉藤信委員 国の調査でというように通告した話ですから。全国と比較して、今の令和 5 年というのは、あまりにも乖離あり過ぎるのです。突然岩手県だけが改善されるとは思えないので、国の調査に対応したものはどうだったのかということをご示してください。

それで、いつも小中学校の数値は全然出ませんけれども、小中学校の教員の人件費も県は持っているのだから、小中学校の超過勤務、この実態を県が把握しないというのはおかしいのではないかと思います。盛岡市について言うと、私は直接盛岡市教委に聞いていますけれども、ぱっちりすぐ出てきます、学校ごと含めて超過勤務の実態が。だから、市町村教育委員会が把握していないということはないと思うのです。だから、何で小中学校の超過勤務の実態が県として把握されないのか、何か理由があるのですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 まず、文部科学省の調査の関係でございますが、教員勤務実態調査につきましては文部科学省が実施しており、都道府県単位での調査結果、回答内容につきましては公表されておりませんので、岩手県の状況について県教育委員会でも把握をしていないという状況でございます。

続きまして、小中学校、市町村教育委員会では、先ほど小西和子委員の質問にもお話をしましたけれども、各教育委員会でプランをつくって取り組んでいるところでございます。一方で、公表が課題ということでございますので、いずれ時間外在校等時間の公表につきまして、市町村が作成したプランの内容や取り組み状況と併せて公表を促しているところでございます。服務監督教育委員会である市町村教育委員会が公表も含めて一義的に対応するということで考えているところでございます。

○斉藤信委員 教員の長時間労働というのは、今重大な教育問題、そしてもう社会問題にもなっているのです。保護者の方々も心配しているのです。子供たちも心配している。市町村教委はみんな調べています、当然ですよ。ですから、県が把握することは何も大変難しいことではないのです。これだったら、岩手県の教員の長時間労働、大体実態を把握できなかったら改善できないではないですか。今土台がまず築かれていないと思います。先ほど小西和子委員が具体的な例を話しましたけれども、大変深刻な実態です。だから、その深刻な実態を共通認識にして、どう改善するかという、今日は全く議論がかみ合わな

いのだと思います、これでは。

例えば先ほど令和5年の、これ県立高校の1人当たりの月平均の月間在校等時間、令和5年度は28.2時間と、これは週休日の部活動を含むということです。だったら、令和4年度、令和3年度はどうだったのですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 済みません。令和4年度以前のデータは今手元にありませんので、少しお時間をください。

○斉藤信委員 推移を見ないと改善されているかどうかわからないので。

これはちょっと問題を遡りますけれども、文部科学省が発表している全国調査というのは、県を通じてデータが文部科学省に行くのではないですか、違いますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 プランの取り組み状況等については、今文部科学省に報告といたしますか、公表しているところに報告というか、一定の報告はしておりますけれども、報告をしていますということでもよろしいですか。

○斉藤信委員 県を通じて報告しているのだったら、2022年の国の調査に対応する県の実態というのはすぐわかるではないですか。どういうことですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 国の調査は、どこの学校に入ったかも含めて一切公表されていないので、抽出調査ですので、そういう面でどこの学校……

○斉藤信委員 直接か。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 直接やり取りしているので、わからないということです。済みませんでした。

○斉藤信委員 抽出調査となると、単純ではないかもしれませんが、恐らく岩手県と全国の実態というのはそんなに乖離はないのだと私は思うのです。話は残念ですが進めます。

長時間労働がもとで精神疾患による病休者、これは1990年と比べると全国的には7倍に増えていると、こういうことですが、そして2023年には全国で7,000人を超えたと。県の実態、過去5年の推移を示してください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 国のデータがいわゆる療養期間を6か月超えて休職している方の数字だというふうに把握していますので、その数字で申し上げますと、過去5年間の推移でございますが、令和元年度は71名、令和2年度は58名、令和3年度は55名、令和4年度は67名、令和5年度は83名というように認識しております。

○斉藤信委員 これは、小中高合わせてということですね。こういうデータは小中高合わせて出ると。長時間労働だけは小中学校は把握されない。私は、そういう意味でも、これ全く片手落ちだと思うので、改めて指摘をしておきたいと思います。

精神疾患による病気休職、令和元年度は多かったようですけれども、それ以降で比べると毎年増加傾向、特に令和5年度は83人ですから、今まで最も多い数になっているのではないかと思います。これはちなみに病気休職者で療養期間6か月を超える者です。増加しているこの理由は何でしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 病気休職に至った教職員の主な発症理由、要因ということで御回答いたしますけれども、人事異動による環境の変化や多忙、同僚などとの人間関係など職場環境を理由とするもののほか、児童生徒同士のトラブル、あるいはその保護者を含めた対応がうまく処理できなくて、精神的に負担となったという児童生徒や保護者との関係を理由とするものが挙げられますが、一つの理由に特定されことなく、これらの複数の要因が重なり合って発症したというのが多いというように認識をしています。

○斉藤信委員 わかりやすく言うと、一つは多忙ですね、教員に本当に余裕がなくなっている。もう一つは、業務が増えているから、さまざまな生徒、父母とのトラブルも増えている。この二つは関連するけれども、私はそこに精神疾患が全国的に、岩手県でも増加している理由があるのではないかというように思います。

今教員の長時間労働というのは、ついに教員不足、これをもたらしています。先ほど小西和子委員が取り上げて、少し重複するかもしれませんが、担任がいない実態、教員不足の実態を改めて端的に示してください。

○駒込県立学校人事課長兼服務管理監 教員不足の状況についてでありますけれども、令和7年2月1日時点における欠員状況は、先ほども申し上げましたとおり、小学校17名、中学校11名、高等学校10名、特別支援学校6名となっております。そのうち、担任である教員は、小学校は13名、中学校が6名、高校が2名、特別支援学校1名となっております。担任教員の欠員に対しては、他の教員や管理職等が担任業務を担当し、担任が不在となることがないように各校で対応しているところです。

○斉藤信委員 いずれにしても担任もいないという、特に小学校の13というのは大変深刻です。こういうところにも今教員の置かれている、学校の置かれている深刻な実態があるのではないか。

そこで、給特法ですけれども、閣議決定されて、予算が通れば国会の後半戦はこの法案も提出されるということになると思いますが、この給特法というのは現在の4%の調整額を来年度は1%、これはほぼ平均3,000円と言われています、3,000円増えると。しかし、削減される手当があつて、この手当分は大体1,500円と言っていますが、そうすると1,500円ぐらいしか増えないと、何の足しにもならないというのがこの給特法の実態ではないのかと。教員の長時間労働が放置されている最大の理由は、教員の残業、働かせ放題の給特法の制度にあると思います。これはどのように受け止めていますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 中央教育審議会の答申におきまして、教員については自主的で自律的な判断に基づく業務と管理職の指揮命令に基づく業務が一体で、峻別が困難だということで教職調整額を支給する仕組みが現在においても合理性を有しているとした上で、処遇改善が必要だというふうに答申をされているということは承知しております。

教員の業務の特殊性をどのように評価するかということになろうかと思いますけれども、

国の動向や協議状況、法案の審議状況についても注視してまいりたいと思っていますし、いずれにしても教員の処遇、教職員の定数改善など、勤務環境も極めて重要であるというように認識しております。あと、国の負担と比べまして、地方の負担が極めて大きいことも踏まえまして、地方に転嫁することなく、国へ必要な財源を確実に確保するように働きかけていきたいと思っております。

済みません。あと、先ほど御答弁いたしかねました令和4年度、令和3年度の県立学校における教員1人当たりの月平均時間外在校等時間でございますが、週休日の部活動時間を含んだ数字ということで申し上げますと、令和4年度が29.3時間、令和3年度が29.1時間、週休日を除くというか、平日でございますが、令和4年度が21.9時間、令和3年度は、済みません、データを持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 今私は給特法の話をしましたけれども、これ全く教員不在というか、財務省と文部科学省との取り引きで、財務省に基本的には屈服したという結果ですよね。教員の残業時間を減らす、それは残業手当を出すことなのです。残業手当というのは、そういう規制力があるから世界のルールになっている。労働基準法もそうになっているのです。ただ、教員だけがそれを除外したと。だから、今働かせ放題で、長時間労働やっても、教育委員会も痛みを感じない。言わばこれで残業手当を払ったら、今の段階だって1人十数万円になります。それがさっき言ったようにプラス1,500円ぐらいしか増えないという、これで先生になろうということ自体、よほどの人でないとなれない。今多くの学生から見放されているのは、教員の仕事というのはすばらしいのだけれども、あまりにも待遇悪いと。長時間労働で、残業手当も出なくて、業務が多くて、本当は子供に寄り添って学校の仕事やりたいのだけれども、それもできないと。今この現状を打開することが求められているのではないかと。給特法の今の改正案というのは、それに逆行する。今の深刻な実態をまさに継続、悪化させることになるのではないかと。教育長に簡潔に聞きましょう。

○佐藤教育長 給特法についてということでのお尋ねでございますが、我々としても今の教員を取り巻く環境というのは極めて厳しいということで、これは文部科学省も働き方改革、それから体制の整備、それから処遇改善、三位一体で進めていくのだということの中の一つの教職調整額が存置されて、今回法案が審議されるということになっております。我々としても、国にそれら改革できるところはしっかり改革いただきながら、我々として任された働き方改革は、我々として地道に進めていくということで、いずれ教員の成り手を減らさない、なった以上は生き生きと働いて、岩手県の子供たちに貢献していただくことを目指して、しっかり取り組んでまいりたいというように思います。

○斉藤信委員 本当にこの給特法の改正案、私は通してはならないというように思います。

それで、実は結局給特法のこのような改正では何の解決にもならないもう一つの問題は、業務の削減、これが全然ないのです。授業の準備ができるこま数にするためには、小学校で週20こま、中学校で18こま、高校で15こまにすべきだと、私たちはそう考えます。それは、授業の準備ができて、そしてその他の活動もできる。実は、給特法を制定した1971

年の当時はそうだったのです、まだ。ところが、今はもう業務が増えて、どうですか、小学校は今6こまになっているのではないですか。中学校はどのようになっているのでしょうか。その実態を示してください。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 授業準備ができるこま数への変更にかかわるものでありますけれども、まずは令和6年度小学校教諭の週平均授業時数は、岩手県内は約25.5時間となっております。それから、中学校につきましては17.5時間、高等学校におきましては週平均15.2時間となっております。

○斉藤信委員 こま数で言ってください、こま数で。

○武藤義務教育課長 子供たちが1週間に学習する時間割のこま数、いわゆる標準授業時数につきましては、本県の実態といたしましては、小学校、28時間から29時間が大方の学校、編成しております。中学校につきましては29時間がほとんどでございます。

○中村高校教育課長 高等学校におきましては、学校によっても週の時間数は違うところがありますが、大体30時間から35時間程度というようになっております。

○斉藤信委員 そうすると、小中学校人事課長の答弁と今の話、かなりずれていますね。

それで、週28時間、これ5日間で割ったら約6時間です。今小学校というのは1こま50分ですか、60分ですか。

○武藤義務教育課長 小学校1こまは、今は45分で、県内の学校は授業を構成していますが、小学校では、例えば教科担任制が導入されておりまして、担任でない先生が理科を指導するとか、それから外国語は専科の教員、加配の教員が指導するというような形になっている流れがございますので、担任1人の純粋な週平均持っている授業日数ということについては、先ほど小中学校人事課長から答弁があった内容、数字のほうが現実的に近い数字ということになります。

○斉藤信委員 専科教員もまだ1名ですから、全部配置されているわけではないので、例えば28時間を45分で割ったら7こまぐらいになります。これは、子供たちにとっても苦痛。25.5時間だって、これ6こまいきます。本当に大変なのです。当初4時間、4時間で8時間労働制というのがセットされたのです、授業の準備が4時間、その他の活動が4時間、これで先生の姿が保たれる。授業が6時間になったら、ほかの仕事ができなくなるのです。そこに今の長時間労働の実態がある。だから、私が先ほど言ったような、せめて20こまに減らすということを改善しなかったら業務改善はできない。そのためには教員を増やす以外にない。この教員を増やすということが残念ながら文部科学省の政策にはなくて、実数でいけば来年度も子供が8,000人以上減ります、それは学校の統合というのが直接的な要因けれども。実際には8,000人以上減らすのです。本来なら充実した教育環境をつくれるのに、そういう形で先生を増やすことには背を向けるということですから、その点で教員の長時間労働を本当に抜本的に改善するためには、給特法を廃止して、残業手当を出させて、そしてその痛みを感じて、本当に業務を改善しなくてはならない、教員の増員ということにしていけないと、今学校はもたない。

次に体育館の整備問題についてお聞きしたいと思います。経過の流れを見ると、いろいろな協議をして、昨年5月30日に県教委と矢巾町による覚書を締結した。ところが、方針転換になったのは10月31日です。言わば工事を発注して、発注した直後ですね、町長と教育長の面会協議でゼロベースでの検討を申し入れると。ゼロベースということは覚書を破棄するということです。そして、決定的なのは、これは2ページ目の12月17日です。このときは、覚書をなくして、町に対して用地の無償貸付けについての要請文書を提出すること、屋内運動場の建築費用については、町は負担しないと、これ中身としても覚書は実行しませんという宣言です。私は、これは行政の在り方からいって、本当に許されるものではないのだと思うのです。特別の理由があったら別ですよ、特別の事情が矢巾町に発生した場合に、それは覚書を見直すなり、なくすなりということはあるかもしれない。ところが、2年かけて協議をして覚書を締結して、工事を発注した途端にゼロベースだ、覚書、これはなくすと。残念ながらこういう経過が矢巾町の議会、矢巾町の町民に全然知らされていません。今でも矢巾町議会はよくわからない。うちの政党の議員を通じて聞いている範囲では、やはり覚書をしっかり守ってやるべきだという声も少なくなくあるのだと、言わば犠牲者は子供たちだと、せっかく新しい統合校で生徒数も増えるのに、受け入れる矢巾町がこんなことでいいのかと、こういうかなりまともな声も議会の中に一定程度あることは私聞いています。

だから、教育長が、県教委が覚書を守るというのであれば、もう少し実務的な協議を詰める必要があるのではないか。議会の在り方としても、議会のルートでもこれは真剣に議論してもらわなければ、矢巾町に重大な汚点を残します、こんなことやったら。だから、いろいろぐしゃくあったけれども、覚書を守るということで、本当にそういう改善の方向が示されるなら、ベストなわけですから、もう少し詰めた、立ち入った矢巾町の方針転換の事情もよく聞いて、やる必要があるのではないか。

○上原康樹委員長 斉藤信委員、時間です。

○斉藤信委員 回答だけお願いします。

○佐藤教育長 我々としまでも、令和3年12月から本当に回数を重ねながら、お互いにいいものをつくっていきましょうとやってきたものがこのような形になったことについて、関係者の皆様にも本当に申し訳ないというような気持ちでおりますし、何よりも子供たちの教育に支障となることは絶対に避けなければならないということで、今まさにしのぐための策を講じながら、本当にこれをどうするかということを真剣に内部で議論し、教育委員会だけではなくて、総務部の力も借りながら、これをどうするかということを検討してきております。そういった中で、一定の整理はしなければならないのではないかと思います。その上で、知事も記者会見等でお話ししておりますが、いろいろ新しいことを始めるといえるときに、時間をかけながら何とか最後に成就するというケースもあるのだからというようなお話もしていただいたということもあり、そういう方策はないのかということも気持ちの中ではというか、探りながらおるのではございますが、やはり金銭的に迷

惑をかけているという実態が、もう損害として発生してきているということもあるので、それはそれで整理はしなければならないのではないかという思いもあり、きょう委員の先生方からのお話もいただきましたので、本当に打開策がないのかということも探りながら検討を進めていきたいというように思っております。以上です。

○**工藤大輔委員** 今の南昌みらい高校の件で確認ですけれども、今工事業者からこれまでにかかった経費等について整理をしているということ、そしてまた損害賠償があった場合、求められた場合にそれをどうするかということを内部で協議しているということなようですけれども、基本的に県教委の考えの中にこれまでかかった経費の分と、新たに発生するかもしれない損害賠償という、これは2対1という基本的考えであるのか、あるいはやはり入札後、議会の議決を経てからの白紙、見直したいということになると、県に関しては一切落ち度はなかったのだと、これはしっかり求めていくのだという方向性にあるのか。それを確認したいのと、今後の協議を進めるに当たって、損害賠償の請求が来てからセットで矢巾町と協議を再開しようとしているのか。今後の進め方についてお示してください。

○**佐藤教育長** 1点目でございますが、覚書2対1の部分、特に設計書の部分については、もう終わっている部分は2対1でという考えも一方ではありますが、全て基本的に一切合財負担していただきましょうという考え方もあります。それは内部で今議論しております。

それから、今後どのような方針で我々が進むかということを持った上で協議しましょうという方向でありますので、できたところから協議に当たるとか、あるいはそれはさておきやりましょうということには、現時点ではならないかなというように思っています、整理を優先しているということです。

○**工藤大輔委員** 損害賠償が新たに求められた場合、それをセットでいくのか。現在は、これまでかかった経費は幾らかという内部整理が終われば矢巾と協議できるわけですけれども、損害賠償があるかどうかはまだわからないということですね。なので、そこはどうかということ。そして、もうすぐ年度末を迎え、県議会の会期も3月25日まで。次に常任委員会があるとすれば3月19日ということになってくるかと思いますが、いずれそういった中でどこまでどう進展をしているのか、再スタートがなされているのかどうか。今後裁判に発展するかもしれないということになると、長期化するおそれもある。そうなれば、統合校の体育館、新たにまた必要なのかどうか、設計し直さなければならないかどうかとか、さまざまこれも同時進行で考えていかなければならない。盛岡工業高校の移転も含めてかかってくる話ですので、時間を延ばすわけにもいきませんから、やはり県の方針はしっかり固めて、対処、対応に当たらなければならないと思います。その基本的考えをお伺いいたします。

○**佐藤教育長** 今現在、工藤大輔委員からお話しいただいたところに明快にお答えできるような状況にはございません。したがって、今年度内に整理を終えて対応するということは、なかなか現実的には、今時点では厳しい状況にあるかなというように考えております。そういった意味で、今工藤大輔委員から御質問あったことにお答えできるような状況には

ないというようなところであります。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

なお、再開後おおむね2時間が経過しており、この際3時15分まで休憩したいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第81号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の24ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10款教育費、1項教育総務費のうち549万7,000円の減額、次の25ページの8項大学費の6,437万9,000円の減額、9項私立学校費の4億9,072万7,000円の減額、合わせまして5億6,060万3,000円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の209ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費であります。209ページ右側、説明欄三つ目の地域ニーズ対応リカレント教育推進費は、地域ニーズに合致したリカレント教育を推進する経費について、事業費の執行見込みにより減額を行おうとするものでございます。

次に、少し飛びまして224ページをごらん願います。10款教育費、8項大学費、1目大学費であります。説明欄一つ目の公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、公立大学法人岩手県立大学の運営費について、物価高騰等による掛かり増し経費や給与改定による人件費の増額に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定等に伴い、減額を行おうとするものでございます。

次のページ、225ページに参りまして、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費であります。説明欄三つ目の私立高等学校等就学支援金交付金や、その下、私立学校運

営費補助など、教育費の負担軽減を図るための補助金等について、交付見込額の確定等に伴い、減額等を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 209 ページの右の欄の1番目のところですが、いじめ再調査委員会費、これ27万2,000円減額になっていますけれども、このいじめ再調査の結果はどういうものでしたか。

○安齊学事振興課総括課長 いじめ再調査委員会につきましては、県内の私立高等学校で発生しました事案について再調査を実施していたところでございます。ことしの8月に答申をいただいたところでございまして、その内容につきましては、事案については平成29年度の事案でございまして、部活動で同級生またはコーチ等から厳しい指導を受けまして、不登校となり、その後退学してしまったという事案でございました。学校の調査結果を踏まえて、なお調査が足りないということで、県によるいじめ再調査を実施したところでございますが、その結果、数年かかりまして調査を実施いたしました。

調査結果につきましては、新たにいじめとして認定された事項について指摘したもの等もございましたし、また再発防止に向けての提言ということで、学校の調査体制をしっかりとすること、第三者委員会の委員についてしっかりと見直すこと、また学校の関係資料が関係生徒の卒業とともに廃棄されておったわけでございますが、しっかりとその保存年限を見直すこと等について指摘を受けたところでございます。その結果を受けまして、県では現在当該校に対し指導を行っている最中でございます。

○斉藤信委員 わかりました。

それでは、これは224ページ、大学費のところですが、これ施設整備費が1億9,300万円余の減額になっているのですが、議会資料によると当初の予算額が4億4,300万円なのです。事業費の確定により1億9,300万円が減額という、これどういう工事だったのか。当初の事業費と比べればかなりの額の減額になったのはなぜなのか示してください。

○安齊学事振興課総括課長 本事業は、老朽化した施設や設備について、長寿命化を図るために必要な大規模修繕等に要する経費について補助しているものでございますが、当初予定していた事業のうち、空調、冷暖房であるとか、熱交換器とか、そういったもの及び電力設備の改修工事について予定しておったのですが、全体の計画を一旦見直して効率化を図り、そして今後の授業であったり、そういったところに影響がないかどうかも含めて再度見直すことといたしまして、今年度におきましてはそういった工事を一旦先送りし、全体計画を今年度策定しております。その上で来年度実施することといたしましたので、その分がまるっと落ちてしまったというところでございます。それ以外に予定しておりました通信施設の更新であったり、そういった外構工事、また県立大学宮古短期大学部のテニスコートの流出、緊急性のある土砂の流出を止める工事等、緊急性のあるものについては計画的に実施していくところでございます。

○**斉藤信委員** 当初の事業を見直したということですね。

○**安齊学事振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** それでは、最後ですけれども、私立学校費で就学支援交付金、これは1億900万円余、あとは私立学校運営費補助が1億2,100万円余、減額になりました。これ事業費の確定ということだと思いますけれども。これは、基本的には生徒数の減少なのでしょうか。

○**安齊学事振興課総括課長** 私立学校運営費補助についての減額でございますが、こちら当初の見込み人数が大きく減ったことによるものでございます。その要因でございますが、主に幼稚園でございますけれども、新制度への移行が進みまして、私学助成の対象から外れた園が3園ございまして、その分、当初の見込みでは962人の園児を見込んでいたところでございますが、実績で615人と347人減ったというところでございます。そちらのほうは、当部ではなくて保健福祉部の管轄になったということが大きなところでございます。

就学支援金でございますけれども、就学支援金も対象者を例年から見込んでいたところでございますが、基礎額と加算額という、年収で違うところでございますが、基礎額の部分については見込みより多かったのですが、加算額、多く支給される分の人数が少なかったため、その差でございます。

○**斉藤信委員** 議会資料では、私立学校運営費補助、これは補助先が私立高等学校等の設置者になっているのです。幼稚園のこと全然書いていないのです。これ説明が間違っているということですか。議会資料の説明は、そちらで作ったのではないですか。違うの。

○**安齊学事振興課総括課長** 済みません。議会資料は今手持ちになかったのですが、表記がきちんとしていなくて申し訳ありませんでした。対象となるのは幼小中高が対象になっております。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** それでは、今回は原点に立ち返って、ちょっとこの間答弁書も変わってき

ましたので、再確認をさせていただく意味での質問です。

県立大学理事長の過大な報酬等に係る諸問題について、これまでの答弁で、公立大学法人は理事長と学長を兼任するのが原則であることから、大半の公立大学法人は原則に沿った対応をしております。なぜ岩手県はその取り扱いをしていないのか。これは、過去に遡ってずっとそういう対応をしてきているわけですが、なぜそういう取り扱いをしているのか示してください。

○安齊学事振興課総括課長 公立大学法人の学長及び理事長につきましては、地方独立行政法人法第71条第1項の規定によりまして、定款で定めるところにより学長と理事長を別に任命することができるとされているところでございます。御指摘のとおり、東北各県の公立大学では学長兼務の理事長が多く、岩手県立大学を除く10大学法人中八つの大学法人と多数を占めているところでございますが、全国的に見ると、法人化した92の公立大学のうち半数以上の49の大学が理事長と学長を別に置いている、今そういった状況でございます。

学長と理事長を兼務とするか否かについては、各大学の考え方によるものでございますが、本県では平成17年度の県立大学の法人化への移行に当たりまして、教学と経営の役割分担や責任者の明確化を図るため、理事長が経営面に、学長が教育研究面にそれぞれ専念できるとして、相互に深く連携した学内運営体制を実現すること、こういったことを目的として、理事長と学長の職を別に設置するといったところでございます。

○飯澤匡委員 定款にはそう定めてあって、私も承知しておりますが、教学と経営面の分離ということで、それはありだと思います。ところが、現実的に教員の人事にも介入をしたり、学長の権限を脅かすといったようなお話も流れてきますが、そういう実態はありませんか。

○安齊学事振興課総括課長 済みません。私のところにはそういった話は届いておりません。

○飯澤匡委員 これは、エビデンスを示さなければならないので、これぐらいにとどめておきますが、いずれ理事長の下に日参する方もいらっしゃる、こういう話も聞いております。要するに、分離が果たして県立大学でうまくいっているのかどうか、これはあくまで事実を突き止めなければならないので、うわさレベルですから、そういうようなお話もあるということは承知をしていただきたいと思います。

次の質問は、これまで理事長報酬は突出して高くないと、他の大学の例も参考としながら法人が決定をしていると、こういう答弁でした。理事長と学長を別に配置する東北6県あるいは規模等が類似する公立大学法人の理事長の報酬が幾らで、この報酬はどのように決定されたのか、あなた方が把握している、これは報酬を決定する過程で非常に大事な観点かと思しますので、その点について示してください。

○安齊学事振興課総括課長 まず、公立大学法人の理事長の報酬につきましては、法の規定にのっとりまして、国及び地方公共団体の職員の給与であつたり、他の一般地方独立行

政法人及び民間事業の役員の報酬等を総合的に勘案して定めることとされているところでございます。各公立大学法人においてそれぞれ決定されているものと認識しているところでございます。

東北6県で理事長と学長を別に設置している2大学の理事長の報酬につきましては、青森公立大学は月額84万6,700円、宮城大学は月額98万4,000円と承知しております。

また、規模が類似する公立大学法人との比較については、なかなか学部構成や学生数が異なりまして、単純比較というのは難しいところでございますけれども、当時の岩手県立大学の理事長報酬の決定に当たりましては、他の公立法人の理事長報酬の平均額を一つの目安としまして、そのほか学長の月額給与であったり、学内の他の役員等の平均給与との均衡などを検討し、報酬額が決定されたものと認識しているところでございます。

○飯澤匡委員 再三指摘をしているように、いきなり33万円上がったわけです。その根拠について、法人の独立性から、そこで決定されたものであるから適正なものだと、こういうことでずっと通しているわけです。ところが、理事会の議事録を見ても誰も発言をしないし、その議事内容については、その透明性というのはよくわからない。非常にブラックボックスで税金が支払われている、私の主張はそうです。その33万円をアドオンした、プラスにしたということについての根拠については、いまだ誰も説明していないわけです、期待値だけなのです。大分年度末に入って、どのようなことになるかわかりませんが、いずれ税金が投入されて、それなりの結果が出ないと、これはやはり議会としても、しっかりと監視をする役目を負っているわけですから、やっていかなければならないのですが、あなた方の分析として、これに値する仕事をどの程度したのか、具体的な成果として、他の以前の理事長とは違った、明らかに違った部分での成果というものがあれば示してください。

○安齊学事振興課総括課長 現理事長就任以降の成果についてでございますが、以前から答弁差し上げていることと重複するところがあって大変恐縮ですが、県立大学につきましては、知の拠点として自治体や企業等との地域協働研究、自治体との政策形成、地方創生等の推進に努めているところでございまして、令和2年度からは市町村の政策法務能力の向上のための支援として実施しておりまして、令和5年度では月2回程度、延べ41回の市町村の個別相談に応じているほか、職員向けの政策法務研修を延べ25回実施しているところでございます。

また、地域政策研究センターを設置し、その中でWell-being研究部門を令和5年に設置したわけでございますが、その中の研究部門として、令和6年度、今年度につきましては四つの課題を採択し、例えば社会福祉学部では岩手県版子どもの権利ノートの開発研究であったり、宮古短期大学部では自治体政策から見た住みやすさと幸福感の関係性の分析などを行ったところでございます。

また、北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトにおきましては、令和5年度は6件、令和6年度2件の事業採択を行い、北岩手地域の活性化に向けて支援をしているところで

ございます。

また、東京大学等とのCOI-NEXTでは、令和4年4月に東京大学が拠点を持ち、岩手サテライトとして活動を開始したところでございまして、令和5年度は脱炭素・未来ワークショップを県立一関第一高等学校で実施、また令和6年度は教育ニーズに立脚したデジタルマップ活用等のフレームワークの調査研究など、こういった実績を残しているところでございます。まだ一部でございしますが、失礼します。

○飯澤匡委員 わかりました。そういうアカデミックな自分に関係あることはやっているというのはよくわかりました。それが県立大学の例えば就職であるとか、県内就職率であるとか、そういうところにはいかに反映されたのですか。肝心の県立大学の建学の趣旨というのは、そういうところはかなり集中的に求められるというように私は考慮しますけれども、その点についてはいかがですか。ぐんと伸びているのですか。

○安齊学事振興課総括課長 岩手県立大学が岩手県にある公立大学として、地域貢献という意味で県内への人材輩出といったものを担っていることは、そのとおり承知しているところでございます。ただ、県内就職率の取り組みにつきましては、さまざま全学的な取り組み、また各学部で取り組みをしているところですが、全国的な県外からの求人の状況、またはインターネット等の普及による就職活動の変化等によりまして、本県だけではなく、東北各県は軒並みなかなか厳しい状況にあります。県内就職率、現在の令和7年3月卒業生の12月末現在の速報値でございしますが、4大学部計で県内就職率は36.4%というところでございまして、なかなか苦戦しておりますが、さらに取り組みを強化して、県内に就職していただけるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○飯澤匡委員 安齊学事振興課総括課長がやるのではなくて、これは理事長がやる仕事だから。よくわかるのです、あなた方がフォローしなければならないという立場は。ただ、アウトプットとして出ないと、これは税金の投入という、タックスペイヤーの論点に立てばかなり厳しいお話だと私は思います。やはり職務に応じた報酬なのです、あくまでも。今までやってきた方も、自分たちの創意工夫で仕事をしているわけですから。

今までの経過の中で、私は議長代理でいろいろな会合、総会とかに最近出させていたでいるのですけれども、私から言わなくても、OBの方は、あれは許せないと言うわけです。何であんなになっているんだ、と。あとは、県立大学の今までの経緯からしても、突如として任期中にこの人事が差し込まれて、大変困った。ついては、これはここがブラックボックスなのだ、報酬についてもどういう経緯で決まったかというのは、理事会で決まったと言うけれども、その内容については全くわからない。これも先代の理事長さん方の相談の中で、大変困った事態になったという話は、これはじかに私も聞きました。そういう相談があったというのは。その当時の現理事長から前理事長に対して、異例の形ですから、こういうことがあったと。異例なことをやった割には、その報酬の決定の仕方というのも大変県民にとってわかりにくいと。これが、私が今まで言っている論拠はそこにあるわけです。そして、アウトプットはどうかといったら、出てくる答えはアカデミックな

話で、実態についてはどうなっているのかということについては全く明らかになっていない。これは、もうずっとこのような格好になっているわけです。

もう一つ問題は、他県では特別職の再就職先の情報公開について、これは本県は明らかにされていないのです、あくまでも内部情報だけと。これは、県民にとっても情報として情報量がかなり不足していると思うのですが、この点についてなぜそういうことになっているのか。所管ではないのはわかっているけれども、あなた方が現在で把握している部分について所感があればお知らせください。

○安齊学事振興課総括課長 特別職の再就職の情報公開につきましては、御指摘のとおり、ふるさと振興部ではなく総務部の所管でございますので、私からの直接的な答弁というのは難しいものと考えております。ただ、さきの決算特別委員会におきまして、総務部長から、現在特別職の再就職の状況を公表している団体は限られているところでありますが、さらなる透明性を確保し、県民への説明責任をしっかりと果たしていくため、今後特別職についても公表する方向で検討を進めていきたいと考えているといった答弁があったものと承知しているところでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。この件については、総務部でももう一回確認をさせていただきたいと思います。

いずれにしてもかなり時間が、この問題を追及して何年ぐらいになるのですか、3年以上になりますか、もっとやっているか。

〔「就任当時からですから」と呼ぶ者あり〕

○飯澤匡委員 いずれOBなどから、私が何も口を開かなくてもあちらから言ってくるわけですから。これは、岩手日報社ではない新聞社が取り上げて、よほど大きな県庁に対する問題意識、県庁全体に対するですよ、副知事だったのだから、問題意識として出ているということは、この場面で皆さん方にもお知らせをしておきます。私自身も情報発信しているということもあるのだろうけれども、私の情報発信なんていうのは限定的なものだから、いずれちょっとおかしいのではないかという話は私だけではなくて、県OBの元幹部職員からもそういう声が出ているということと、今後、いつまでも県大理事長を今の方がやっているわけではないし、その次の報酬がどうなるかというのは、これはかなり楽しみですよね。現状でも、下げても大きな問題出てきますよね。非常に大きな火種を抱えたとは思っているわけです。いつになるかわからないけれども、その点も注目をしております。

それにあと、理事会の話し合いが本当に透明性というか、確固たる議論がなかったというのかなり不思議な部分で、誰か言わなければならないと思うのですけれども、33万円も上がったら。これは独り言で、足らない部分は予算特別委員会でも質疑するかもしれません。以上を申し上げて、終わります。

○斉藤信委員 それでは、県立大学の学生の状況について。一つは、授業料減免の状況、その内容を含めて示してください。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学では、国の就学支援新制度を活用しまして、年収約 600 万円未満の世帯を対象に段階的に授業料減免を実施しているほか、県立大学独自の取り組みといたしまして、年収約 460 万円未満の世帯を対象に国の就学支援新制度に上乗せする形で授業料の全額減免を実施しているところでございます。また、そのほか東日本大震災津波により甚大な被害を受けた学生を対象に、世帯収入に応じて段階的な授業料減免を実施しております。

授業料減免の令和 6 年度の実績見込みでございますが、各種制度を併用している学生もいるため、延べ人数でお答えさせていただきますが、国の就学支援新制度による減免は、前期、後期で延べ 646 名に約 1 億 2,094 万円余、県立大学独自の上乗せ及び対象者の拡大分は、前期、後期で延べ 453 名に対し約 7,283 万円余、東日本大震災津波対応分としては、前期、後期で延べ 67 名に対し約 938 万円余の支援を行っているところでございます。

○斉藤信委員 今延べの人数で回答がありましたから、例えば就学支援制度の 646 人というのは、これ前期、後期を足してということですね。

○安齊学事振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 そうすると、実人員とすれば、およそこの半分ということになりますか、そういうことですね。これは、県立大学の独自減免もそうですね。

そうすると、この授業料減免の、震災減免も含めて重複しているのはあるのですか。震災減免と重複しているのはあるの。

○安齊学事振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 全体として、およそ学生の何割ぐらいがこの授業料減免の対象になっているかというのがわかれば。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学の学生は、令和 5 年 5 月 1 日現在で 4 大、大学院、短大含めまして 2,529 人いるところでございます。済みません、先ほどの重複分がわからないと割合までは……。申し訳ありません。

○斉藤信委員 厳密な数ではなくて、およその——例えば県立大学の独自減免というのは、646 人と重なるということになりますか、別枠になりますか、国の就学支援制度だけという。ちょっとそのテクニックも含めて。

○安齊学事振興課総括課長 国の減免制度を簡単に御説明申し上げますが、年収が 270 万円未満のところは全額でございます。270 万円から 300 万円のところが 3 分の 2、300 万円から 380 万円が 3 分の 1、それ以上の多子世帯は 4 分の 1 というような形になっておりまして、県立大学は 460 万円未満のところを上乗せする形になりますので、270 万円から 460 万円の間につきましては上乗せになりますから、国と県立大学が重なるところになります。よろしいでしょうか。

○斉藤信委員 そうすると、およその数はわかりますよね、授業料減免の対象者は。

○安齊学事振興課総括課長 概算でございますが、学生数の中の二、三割といったところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、実数とすれば二、三割ということですから、そんなに多くはないという。授業料減免は切実な課題なので、実態わかりました。

次に、奨学金の受給状況、これについても示してください。

○**安齊学事振興課総括課長** 県立大学における奨学金制度についてでございますが、主に日本学生支援機構による給付型及び貸与型の奨学金、そして県立大学独自の制度でございます岩手県立大学学業奨励金による支援を行っているところでございます。

日本学生支援機構の奨学金の令和6年12月末時点の実績についてでございますが、給付型を受給している学生は371名で、うち163名が給付型のみを利用、208名が貸与型を併用という形になります。貸与型のみの受給の学生は879名で、そのうち無利子区分が460名、有利子区分が305名、無利子と有利子を併用している学生が113名となっており、これらを合わせると1,249名が日本学生支援機構の奨学金を受けているというような状況でございます。また、県立大学の学業奨励金につきましては、令和6年度において55名に対して支援を行っております。

○**斉藤信委員** わかりました。

これも学生の比率で見るとどのぐらいの比率になるのでしょうか。

○**安齊学事振興課総括課長** 先ほど御答弁申し上げましたとおり、学生数2,500人程度でするので、およそ半分ぐらいがこの奨学金を活用しているというような状況になっております。

○**斉藤信委員** 奨学金については、中身はいろいろありますけれども、まず5割程度は受給していると。ただ、貸与型というのは利子がつきますからね、第2種の場合には。これまた大変な課題だというように思います。

そこで、県立大学の学生のアルバイトの実施状況というのわかりますか。

○**安齊学事振興課総括課長** 学生のアルバイトの状況についてでございますが、学生個々の状況、また志向によりまして、さまざまな方法を用いてアルバイトしており、学生にその報告を求めているものではございませんので、大学ではその全容について把握しているところではございません。

なお、大学では、大学生協において、企業等からのアルバイト求人情報の紹介を行っております。ただ、この場合におきましても、学生が直接企業等に申込みを行っているといった状況でございますので、組合においても実際学生がどのアルバイト先に行っているかということまでは把握していないものでございます。

○**斉藤信委員** たしか全国大学生生活協同組合連合会ですか、全国のアルバイトの調査なども、学生実態調査などで出ていたというように思いますけれども、あのときでは大体5割以上アルバイトという、これは全国の実態調査ですから、岩手県の場合はもしかしたらもっと多い比率になるかもしれないというように思います。

それで、先ほどの話に戻りますけれども、県立大学独自の学業奨励金というのが今年度は55人に対して2,292万円という、それなりの金額が出ているのですが、この中身、条件

はこうなっているのですか。

○安齊学事振興課総括課長 学業奨励金につきましては、学部生が月 3 万円、そして大学院生が月 5 万円という金額の区分になっておりまして、学業成績、学業度等が他の学生の模範となる資質を有すると認められる者ということで選抜しているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、学業が優秀だということで、これはそうすると給付型、その他の奨学金と併用というように受け止めていいですか。

○安齊学事振興課総括課長 併用は可能でございます。ただ、貸与でございますので……

○斉藤信委員 これ貸与か。

○安齊学事振興課総括課長 はい。というところで、55 名というところかと思います。

○斉藤信委員 なるほど、これは貸与型ね。でも、利子がつくの。無利子ね。

○安齊学事振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 わかりました。

では次に、学部ごとの就職内定状況について示してください。

○安齊学事振興課総括課長 令和 7 年 3 月の卒業生の学部ごとの就職状況につきまして、令和 6 年 12 月時点の速報値でお答えさせていただきます。まず、内定率ですが、4 大学部の内定率は、看護学部が 85.7%、社会福祉学部が 75.6%、ソフトウェア情報学部が 92.1%、総合政策学部が 91.5%となり、全体で 87%、対前年同期比 0.8 ポイント減となっております。短期大学部では、盛岡短期大学部が 87%で、対前年同期比 4.8 ポイント増、宮古短期大学部が 72.5%で、対前年同期比 5.1 ポイント減となっております。

次に、県内就職率でございますが、4 大学部では、看護学部が 55.1%、社会福祉学部が 36.8%、ソフトウェア情報学部が 13.7%、総合政策学部が 48.5%となっており、合計で 36.4%、こちらのほうは対前年同期比 0.3 ポイント減となっているところでございます。短期大学部では、盛岡短期大学部が 55%で、対前年同期比 1.7 ポイントの減、宮古短期大学部が 52.0%で、対前年同期比 3.9 ポイントの減となっているところでございます。

○斉藤信委員 全体では、4 大で見ると 36.4%で、前年度が 36.7%でしたから、ほぼ横ばいということですが、中身を見ると看護学部が昨年は大変低くて、31.9%ということで驚いたのですけれども、今回は 55.1%ということで引き上がったと。一方で、社会福祉学部が前年の 47.9%から 36.8%に、これは下がりました。この看護学部、社会福祉学部が増減した要因というのはわかるのか。

あとは、全体として、今売手市場というか、就職戦線は本当に激しくて、首都圏含めて人材不足という状況の中で、県内の就職率を高めるというのは大変な課題ですけれども、これはいわて県民計画（2019～2028）にも目標を定めて取り組んでいるわけですから、今年度、来年度、どんな形で県内就職率の目標達成に向けて取り組んでいくのかを示してください。

○安齊学事振興課総括課長 まず、看護学部の県内就職率が増えた理由、社会福祉学部が減った理由でございますが、まだ速報値でございまして、今年度の就職状況を分析するに

は至っていないところでございますが、今までの取り組みから推察しますと、看護学部において県内病院の看護部長や卒業生を招いてのキャリアセミナーと、保健福祉部との連携した魅力発信の理解促進を図ったことによる効果が出てきたのかなというように捉えているところでございます。

また、社会福祉学部につきましては、数値的に少し古いものでありますが、求人数でございすが、県内の社会福祉施設の求人数というのが減ってきている状況にございます。令和2年度と令和5年度と比較いたしましても61.3%ということで、県内の就職が減っている、逆に県外は120.8%と増えているといった状況がございまして、今年の部分はわからないのですけれども、そういったところがもしかしたら影響しているのかなというところは思っているところでございます。

また、県内就職率を高めていく取り組みでございすが。現在全学的な取り組みとして、県内企業を中心とした合同企業等説明会であったり、県内企業の業界セミナー、マッチング機会を設けたり、県内企業、自治体によるインターンシップへの学生参加を促進しているほか、各学部においてもその特性に合わせた就職セミナーや県内企業の訪問等を実施するなど、県内就職率の向上に向けた取り組みを行っているところです。今年は、企業の採用活動や学生の就職活動の早期化に対応するために、対象学年を拡大した学内の合同企業セミナー等も新たに実施するなど、取り組みを進めているところでございます。

また、岩手大学も参画するいわて高等教育地域連携プラットフォームでは、企業と連携しまして、企業が高等教育機関に求める人材ニーズの調査であったり、県内学生の県内就職に対してのアンケート調査を実施しております。また、県内企業の採用担当者と高等教育機関との就職支援担当者による情報交換会、こういったものも開催しておりまして、そういったものを充実させながら、県内就職率の向上に向けた取り組みを推進していきたいと、そのように考えているところでございます。

○上原康樹委員長 御答弁、もう一息簡潔によろしくお願いします。

○斉藤信委員 いわてで働こう推進協議会には、県立大学の学長をはじめ県内大学の学長も参加をして、学生の意識調査、その他さまざまな取り組みもしてやっていますので、私は就職戦線が争奪戦激しくなっているだけに、やはり県内就職を高める取り組みのバージョンアップが必要だと。直接的にはやはり県内企業の魅力を伝える取り組み、そこが学生に伝わらないと県内で頑張ろうということにならないので。この間、岩手県議会出前講座として総合政策学部の学生と県議会議員との意見交換がありまして、私も行ってきました。総合政策学部なので、県内出身者もそれなりに多いし、岩手県で、地元で頑張りたいという学生も少なくなくありました。ですから、それに応えるような取り組みをぜひ強化していただきたい。

あと最後に、私立高校の私学の定員、入学生の推移、定員を超えている私学の状況と定員を超えた場合の私学助成の在り方についてお聞きをします。

○安齊学事振興課総括課長 三つ質問をいただきました。

まず、定員と入学生の推移でございますけれども、県内の私立高等学校 13 校の全日制課程のところで答弁させていただきます。募集定員は 2,765 人、過去 5 年間変化がない状況でございます。その 5 年間の入学生の推移でございますが、令和 2 年度が 2,316 人、令和 3 年度 2,080 人、令和 4 年度 2,323 人、令和 5 年度 2,257 人、令和 6 年度が 2,244 人と、年度によってばらつきはあるものの、おおむね横ばいで推移しているところでございます。

次に、定員を超過している私学の状況でございますが、県内の私立高等学校 13 校の全日制課程におきまして、今年 5 月現在、収容定員を超過している高校は 4 校でございます。

続きまして、定員を超えた場合の私学助成の在り方でございますが、県では毎年私立学校長会議等におきまして、各学校に対して定員遵守について要請を行っているほか、収容定員を 130% 超えた、また超える可能性のある学校に対しては、文書指導やヒアリング等を行い、改善を求めているところでございます。また、生徒数が収容定員の 130% を超えた場合、超過した人数に毎年度の補助単価を乗じて得た額を学校に対する補助金から減額するといったペナルティーを科しておりまして、ちなみにこの補助単価は令和 6 年度の場合は 1 人当たり 35 万 8,148 円ということになっております。

○**斉藤信委員** 私学の定員の推移を聞きましたけれども、大体 2,200 人から 2,300 人ということで横ばいと。だから、全体とすれば生徒が減少している中で私学は頑張って、定員まではいっていないけれども、全体としてですよ、それでも頑張って一定数確保しているということです。

ただ、今お話あったように、4 校は定員を超過しているということで、130% 定員を超えた場合には文書指導と補助金からの減額とあるのですけれども、これ 130% を超えている私学はあるのですか。

○**安齊学事振興課総括課長** 令和 6 年度におきまして、定員の 130% を超えている学校は 1 校でございます。

○**斉藤信委員** 恐らく盛岡中央高校ですね。違いますか……違った。どこでしたか。固有名詞はだめか。

○**安齊学事振興課総括課長** 済みません。

○**斉藤信委員** これは最後ですが、私学の場合、私学間の競争というのはあるのだけけれども、私学間の共存というのもあるのだと思うのです。結局定員を超えれば、その分授業料が入るわけです。それはかなりの額なのです。だから、そういう意味で定員を超えて確保するのは一つの営業努力だけれども、それを当てにして定員を超えているという実態があれば、やはり頑張っているほかの私学への影響というのもあるし、県立への影響もあるでしょう。私学がある意味では、130% というのはかなりのオーバーです。だから、その点でいくと、節度を持ったそういう競争と共存の在り方というのが求められているのではないかと、このことを指摘して終わります。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。